

東海北陸厚生局の事業年報

(令和4年度の活動の実績)

令和5年9月

厚生労働省 東海北陸厚生局

ホームページ <https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/>



はじめに

東海北陸厚生局は、厚生労働省の地方支分部局として、全国に8か所設置されている厚生局及び厚生支局のうち、東海北陸6県域（富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県）における厚生労働行政の政策実施機関として、平成13年1月に設置されました。設置以来、東海北陸厚生局では厚生労働行政に関する国の各種施策のうち、医療、健康、福祉、年金、さらに麻薬や覚せい剤等取締などに関する業務を通じて、地域の皆さまの生活や暮らしが将来にわたって安全で安心なものとなるように取り組んでいます。

東海北陸厚生局の業務で国民の皆さまに身近なものとして、医療関係では保険医療機関・保険薬局の診療報酬の適正な請求の指導・監査、年金関係では年金記録の訂正、麻薬取締関係では薬物事犯の取締りなどがあります。

このほか、医師や歯科医師の臨床研修、再生医療等の安全性の確保、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく施設認定等、市町村における地域包括ケアシステムの構築支援、民生委員・児童委員や年金委員の委嘱といった事務をはじめとする多様な業務を行っています。

本書は、令和4年度に東海北陸厚生局が実施した業務の概要や実績等について、取りまとめたものです。国民の皆さまをはじめ、地方自治体や関係団体の皆さま方に、東海北陸厚生局の業務や活動について知っていただき理解を深める一助となれば幸いです。

ホームページ（<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/>）には、令和4年度版東海北陸厚生局パンフレット、保険医療機関等の指定状況等の情報に加え、東海北陸厚生局の最新の取組を紹介するフォトレポートも随時追加掲載していますので、あわせて参考にしてください。

今後とも、東海北陸厚生局が行う業務につきまして、皆さまのご支援とご協力を賜りますようよろしくお願いします。

目 次

第Ⅰ章 東海北陸厚生局の組織概要	1
1. 東海北陸厚生局の沿革	1
2. 組織体制	3
3. 東海北陸厚生局及び事務所の所在地・連絡先	4
第Ⅱ章 業務概要及び実績等	6
総務課	6
1. 行政文書・個人情報開示請求について	6
2. 国有財産の管理及び処分について	7
企画調整課	8
1. 業務管理について	8
2. リスク管理について	8
3. 地方社会保険医療協議会の運営について	9
4. 広報について	10
5. 「ご意見・ご要望」及び「お問い合わせ（ご質問）」の募集について	11
6. 「国民の皆様の声」について	12
7. 職員研修の企画及び実施について	12
8. 南海トラフ地震対策中部圏戦略会議災害医療部会について	14
年金指導課	15
1. 滞納処分等に係る認可について	15
2. 徴収職員及び収納職員の認可について	16
3. 立入検査等に係る認可について	16
4. 年金受給権者・被保険者に関する調査等に係る認可について	16
5. 厚生年金保険料等の納付の猶予について	17
年金調整課	18
1. 年金委員の委嘱、解嘱について	18
2. 国民年金保険料の納付に係る学生納付特例事務法人の指定等について	20
3. 国民年金事務費交付金等に関する業務について	23
4. 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金に関する業務について	25
5. 健康保険事務指定市町村交付金に関する業務について	27
年金審査課	28
社会保険審査官	29
健康福祉課	30
1. 生活保護法に基づく指定医療機関等の指定等について	30
2. 各種補助金等の交付等について	31

3. 三種病原体等の所持又は輸入の届出等について	37
4. 民生委員及び児童委員の委嘱、解嘱、表彰等について	39
5. 児童扶養手当支給事務指導監査について	40
6. 保護施設に対する指導監査について	41
7. 生活保護法施行事務監査について	41
8. 生活保護法の指定医療機関に対する指導検査について	43
9. 障害者自立支援等業務に関する実地指導について	43
10. 障害福祉サービス事業者等に対する業務管理体制整備の届出内容の確認（一般検査）業務について	44
11. 各種養成施設の指定又は認定及び監督について	45
12. 介護技術講習制度に係る講習会の届出審査について	47
13. 経営力向上計画に関する業務について	47
医事課	48
1. 健康危機管理について	48
2. 医療安全に関する取組の普及啓発について	48
3. 再生医療等の安全性の確保について	49
4. 臨床研究法について	51
5. 地域医療構想について	52
6. 災害時における医療の確保の支援について	52
7. 医師少数区域経験認定医師制度について	53
8. 医師の臨床研修について	54
9. 歯科医師の臨床研修について	55
10. 医師及び歯科医師の再教育研修について	56
11. 看護師の特定行為研修について	57
12. 医薬品等製造業許可等について	59
13. 心神喪失者等医療観察法について	59
食品衛生課	62
1. 食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程承認施設の監視指導等について	62
2. 輸出食品に係る業務について	64
3. 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録及び監督について	67
4. 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の規制の監視指導について	68
地域包括ケア推進課	69
1. 東海北陸厚生局地域包括ケア推進本部の設置・運営について	69
2. 地域支援事業の実施状況の把握、助言、支援、情報共有について	69
3. 認知症施策の普及・啓発、実施状況の把握、情報共有について	71
4. 地域医療介護総合確保基金に関する業務について	71
5. 東海北陸管内6県との意見交換会の開催運営について	72

6. 地域包括ケアシステムの推進に向けた会議等への対応について	72
7. 介護保険事業（支援）計画に関する業務について	73
8. 高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施の把握、情報共有について	73
9. 他省庁との連携による研修会等の開催について	74
10. 老人保健健康増進等事業について	74
保険年金課	76
1. 全国健康保険協会に係る業務について	76
2. 健康保険組合に係る業務について	77
3. 厚生年金基金に係る業務について	78
4. 確定給付企業年金に係る業務について	79
5. 確定拠出年金（企業型）に係る業務について	81
管理課	82
1. 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明に関する業務について	82
2. 医療保健業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明に関する業務について	82
3. 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会が行う業務に係る助言、指導監督について	83
4. 後期高齢者医療広域連合が行う業務及び市町村が行う後期高齢者医療制度に関する業務の助言、指導監督について	84
5. 社会保険診療報酬支払基金が行う業務の監督について	85
医療課	87
1. 東海北陸厚生局管内（6県）事務所が行う業務に関する事務の指導及び監督について	87
2. 医療法に基づく立入検査について	88
調査課	90
1. 保険医療機関等に関する業務処理等を効率的に行うための情報の管理について	90
2. 指導部門が保有する情報の公開の調整について	91
3. 指導部門の訴訟に関する業務について	91
4. 保険医療機関等への医療保険制度の留意点等の周知について	92
指導監査課／事務所	93
1. 保険医療機関及び保険薬局の指定、保険医及び保険薬剤師の登録並びに指定訪問看護事業者の指定について	93
2. 施設基準（基本診療料及び特掲診療料）等の届出等について	94
3. 保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師及び指定訪問看護事業者等に対する指導、監査について	95
4. 柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの登録及び承諾について	102

5. 柔道整復師の施術に係る療養費に関する指導、監査について	103
6. はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いの承諾について	105
7. はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費に関する指導、監査について	106
8. 地方社会保険医療協議会部会の運営について	107
麻薬取締部	108
1. 薬物乱用防止のための啓発活動について	108
2. 薬物事犯の取締りについて	109
3. 再乱用防止対策について	110
4. 相談業務について	111
5. 麻薬取扱者・向精神薬営業者等に対する指導、監督について	112

第Ⅰ章 東海北陸厚生局の組織概要

1. 東海北陸厚生局の沿革

中央省庁等改革基本法により、平成13年1月6日に厚生省と労働省が統合して厚生労働省が発足しました。これに伴い、地方の機関（地方支分部局）についてもブロック単位で統合化することにより、国の行政組織の減量効率化を図ることとなり、地方医務局と地区麻薬取締官事務所を統合し、さらに、厚生労働省から一部事務を移管して、全国に7局1支局1支所の地方厚生（支）局が設置されました。

東海北陸厚生局は、東海北陸地区6県域（富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）において、国民の皆様にもっと身近な医療、健康、福祉、年金などの社会保障政策を実施する、厚生労働本省との連携を図りながら厚生行政の実効的な遂行に不可欠な地方支分部局として位置付けられた、地域における国の「政策実施機関」です。

【平成16年 4月～】

平成16年4月の国立病院・療養所の独立行政法人化に伴い、国立病院・療養所の運営・管理を所掌していた病院管理部が廃止（独立行政法人国立病院機構へ移行）され、また、厚生労働省からの移管事務の充実を図るため、健康福祉部の保健福祉課を廃止して、新たに健康課、福祉課、医事課を設置しました。

【平成20年10月～】

平成20年10月の社会保険庁の改革に伴い、これまで地方社会保険事務局に置かれていた地方社会保険医療協議会が地方厚生（支）局に置かれたほか、保険医療指導監査等の事務が移管されることに併せて、指導部門（管理課、医療指導課（現、医療課）、福祉指導課、指導監査課及び管内各県に事務所を設置）を設置しました。

また、養成施設指導体制の整備を図るため、健康課、福祉課を健康福祉課に統合するとともに、新たに指導養成課を設置しました。

【平成22年 1月～】

平成22年1月の社会保険庁の廃止により、地方社会保険事務局等から年金関係事務（行政事務とされたもの）の移管に伴って、新たに年金部門（年金指導課、年金調整課）及び社会保険審査官を設置しました。

【平成26年 4月～】

平成26年4月の組織改正により、指導養成課を健康福祉課に統合しました。

また、指導部門等における効率的・効果的な業務実施のために、調査課を新設しました。

【平成27年 4月～】

平成27年4月に被保険者等が厚生労働省に対して年金記録の訂正を求める制度が創設されたことに伴い、新たに地方年金記録訂正審議会が地方厚生（支）局に置かれたほか、年金審査課を新設しました。

【平成28年 4月～】

平成28年4月に地域包括ケアシステムの普及定着のため、地域包括ケア推進課を新設しました。

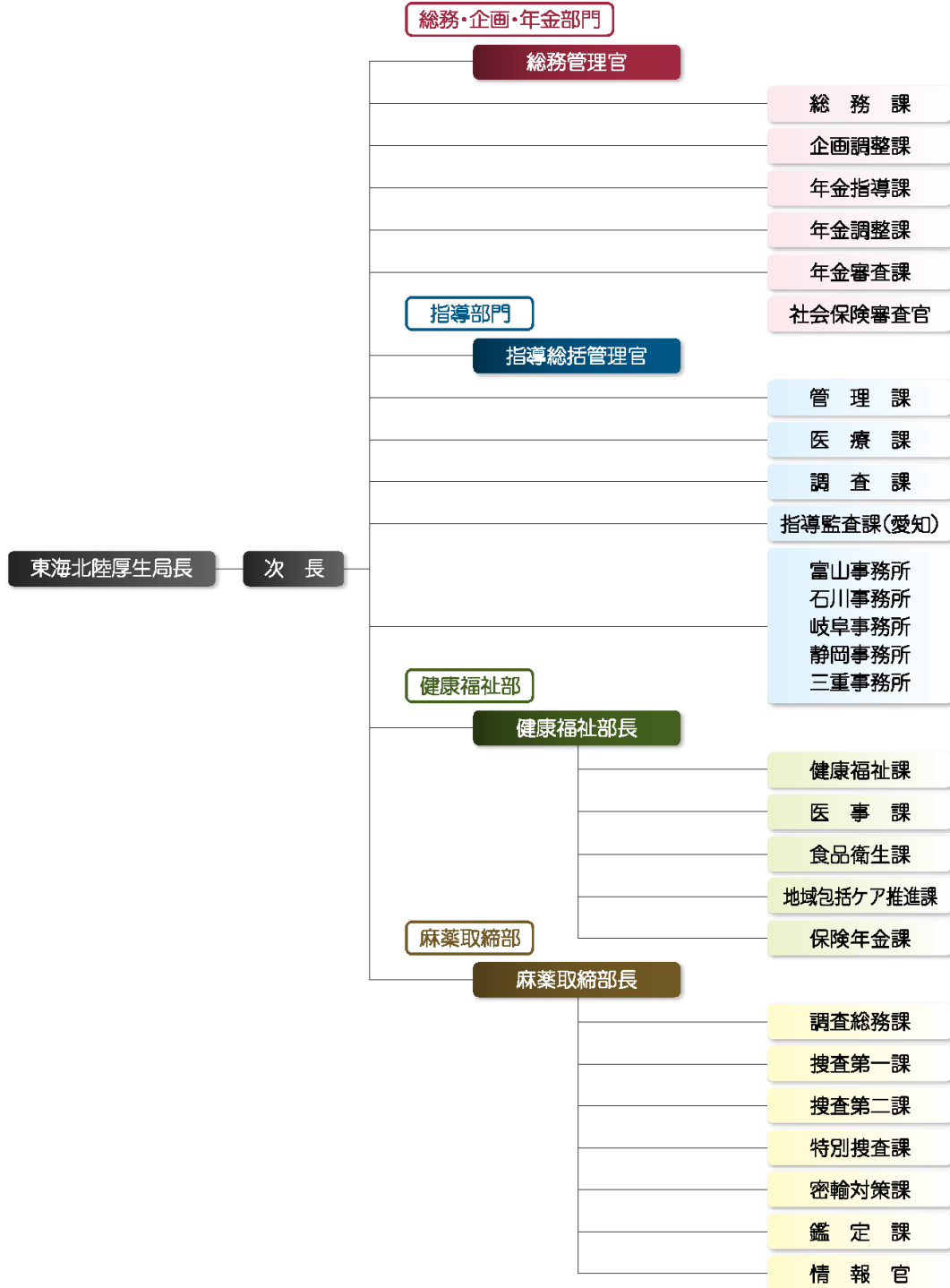
なお、社会福祉法人の指導等に関する事務・権限を地方公共団体へ移譲し、健康福祉課に業務を統合することにより、平成28年3月末に福祉指導課を廃止しました。

【令和4年 4月～】

令和4年4月に麻薬取締部の密輸対策官を廃止し、密輸対策課を新設しました。

2. 組織体制

(令和5年4月1日現在)



3. 東海北陸厚生局及び事務所の所在地・連絡先

総務課・企画調整課・健康福祉部

〒461-0011 名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館3階

部・課	電話	FAX
総務課	052-971-8831	052-971-8861
企画調整課	052-959-5860	052-959-5861
健康福祉部		
健康福祉課	052-959-2061	052-971-8841
医事課	052-971-8836	052-971-8876
食品衛生課	052-959-2836	052-959-2065
地域包括ケア推進課	052-959-2847	052-959-2848
保険年金課	052-959-2062	052-971-8865

年金指導課・年金調整課・年金審査課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館8階

部・課	電話	FAX
年金指導課	052-228-7168	052-228-7236
年金調整課	052-228-7169	052-228-7237
年金審査課	052-950-3790	052-950-3467

管理課・医療課・調査課・指導監査課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館6階

部・課	電話	FAX
管理課	052-228-6192	052-228-6237
医療課	052-228-6193	
調査課	052-228-6194	
指導監査課（愛知を管轄）	052-228-6179	

社会保険審査官

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館6階

部・課	電話	FAX
社会保険審査官	0570-666-445	052-228-6268

麻薬取締部

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館 1 階

部	電話	FAX
麻薬取締部	052-951-6911	052-951-6876
麻薬・覚醒剤相談	052-961-7000	
許認可専用	052-951-0688	
薬物再乱用防止支援	052-951-6920	

事務所（富山・石川・岐阜・静岡・三重）

事務所	電話	FAX
富山事務所	076-439-6570	076-441-4041
	〒930-0085 富山市丸の内 1 丁目 5-13 富山丸の内合同庁舎 5 階	
石川事務所	076-210-5140	076-261-0848
	〒920-0024 金沢市西念 3 丁目 4-1 金沢駅西合同庁舎 7 階	
岐阜事務所	058-249-1822	058-247-0286
	〒500-8114 岐阜市金竜町 5-13 岐阜合同庁舎 4 階	
静岡事務所	054-355-2015	054-351-3115
	〒424-0825 静岡市清水区松原町 2-15 清水合同庁舎 3 階	
三重事務所	059-213-3533	059-228-3588
	〒514-0033 津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階	

（愛知については指導監査課が管轄しています。）

第Ⅱ章 業務概要及び実績等

総務課

総務課は、東海北陸厚生局の総務事務（人事、給与、会計、福利厚生等）のほか、保有する行政文書等の開示請求に係る事務や国有財産の管理事務を行っています。

1. 行政文書・個人情報開示請求について

(1) 概要

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）」及び「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」に基づき行政文書及び個人から自己の個人情報についての開示請求に係る事務を行っています。

(2) 実績

令和4年度における実績は、次のとおりです。

○行政文書の開示

(単位：件)

前年度からの 繰越件数	令和4年度 開示請求件数	開示結果			翌年度への 繰越件数
		開示(部分開示含)	不開示	取り下げ	
0	67	60	0	0	7

○保有個人情報の開示

(単位：件)

前年度からの 繰越件数	令和4年度 開示請求件数	開示結果			翌年度への 繰越件数
		開示(部分開示含)	不開示	取り下げ	
0	7	7	0	0	0

2. 国有財産の管理及び処分について

(1) 概要

社会保険庁の廃止に伴い、平成22年1月から東海北陸厚生局管内の国有財産の引継を受け、次の国有財産の管理を行うとともに、売払等の手続きを進めています。

(2) 実績等

No	旧施設名	面積	令和4年度 入札結果	備 考
	所在地(地番)			
1	社会保険三島病院	1.66 m ²	—	道路として 貸付中
	静岡県三島市南本町 431 番 21			
2	厚生保険国家公務員沼津宿舎	131.44 m ²	—	土地のみ
	静岡県沼津市大岡字久保 1110 番 11			
3	下田船員保険保養所	1,016.33 m ²	—	建物・工作物有り
	静岡県下田市柿崎字宮ノ背 1219 番 3 外			
4	船員保険清水駐在官事務所	181.32 m ²	—	建物・工作物有り
	静岡県静岡市清水区秋吉町 307 番 4			
5	社会保険羽津病院職員住宅	54.92 m ²	—	道路として 貸付中
	三重県四日市市大字西阿倉川字西山 1287 番 3 外			
6	鳥羽船員保険保養所	6,293.44 m ²	落札	
	三重県鳥羽市安楽島町字鞆谷 1200 番 31 外			
7	久居宿舎	930.08	—	建物・工作物有り
	三重県津市久居中町 134-13、15、21、27			
8	尾鷲公務員宿舎	413.29	—	土地のみ
	三重県尾鷲市新田町 1371-5			

※ 「入札結果」欄の「落札」とは予定価格以上の応札があったもの、「不調」とは応札者がなかったもの及び無効となったものを表しています。

※ 東海財務局への売払事務委任分による入札を含みます。

お問い合わせ先：東海北陸厚生局総務課 国有財産係（電話 052-971-8831）

企画調整課

企画調整課は、東海北陸厚生局の所掌事務に関する総合的な企画・立案や調整、東海北陸地方社会保険医療協議会の運営等を行っています。

1. 業務管理について

(1) 概要

東海北陸厚生局では、業務全般におけるPDCAサイクルを組織的に導入するため、毎年度、東海北陸厚生局の「業務管理方針」及び「職員行動指針」を定め、たうえで「東海北陸厚生局組織目標」を策定しています。

また、「業務管理方針」等を踏まえ、各課等において、取り組むべき目標及び目標を達成するための具体的方策を示した「業務管理計画」を策定し、その達成に向けて個人の業績評価目標へも反映しています。

(2) 実績

令和4年度の「業務管理計画」は、毎月、各課等で進捗状況等の自己評価を行い、企画調整課が取りまとめ、幹部会議において報告しました。

また、「業務管理計画」の進捗に係る問題点及び改善点を明確にするため、幹部職員によるヒアリングを令和4年10月及び令和5年2月に実施しました。さらに令和4年度の自己評価を踏まえた令和5年度の「業務管理計画」等の策定に向けて総合調整を行いました。

2. リスク管理について

(1) 概要

日常業務におけるリスクの発生を未然に防止するとともに、発生したリスクへの対応について管理する仕組みを構築し再発防止に努めるために、平成25年5月31日付で、東海北陸厚生局リスク管理規程を制定し、「東海北陸厚生局リスク管理委員会」を開催しています。

(2) 実績

令和4年度におけるリスク管理委員会の開催実績は次のとおりです。

開催日	会議等
令和4年 6月 27日	第13回東海北陸厚生局リスク管理委員会

3. 地方社会保険医療協議会の運営について

(1) 概要

社会保険医療協議会法（昭和25年法律第47号）に基づき、中央には「中央社会保険医療協議会」が、地方には全国8ブロックに設置されている地方厚生（支）局ごとに「地方社会保険医療協議会」が設置されています。

東海北陸地方社会保険医療協議会では、企画調整課及び各事務所（愛知県においては指導監査課）が、それぞれ総会と部会の庶務を担当しており、企画調整課では、総会の開催や、協議会委員の改選に関する事務等を行っています。

ア 東海北陸地方社会保険医療協議会（総会）

保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消について、厚生労働大臣（省令で東海北陸厚生局長に委任）の諮問に応じて審議を行い、文書をもって答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもって建議します。

イ 部会（東海北陸厚生局管内の県ごとに設置）

保険医療機関及び保険薬局の指定について、厚生労働大臣（省令で東海北陸厚生局長に委任）の諮問に応じて審議し議決します。

(2) 実績

令和4年度における総会の開催実績は次のとおりです。

開催日	審議事項等
令和4年度第1回総会 (令和4年4月12日)	・ 保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消について
令和4年度第2回総会 (令和4年10月11日)	・ 会長の選出について ・ 部会所属委員の指名について ・ 元保険医療機関及び元保険医への対応について

なお、これまでに開催された「東海北陸地方社会保険医療協議会（総会）」の議事要旨は、東海北陸厚生局ホームページに掲載しています。

(http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/gyomu/bu_ka/kikaku/kaisai_jokyo.html)

（一口メモ）～地方社会保険医療協議会委員～

総会は次の20人の委員によって構成されます。

- ・健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者並びに被保険者、事業主及び船舶所有者を代表する委員（支払側委員）・・・・・・・・・・・・・・7人
- ・医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員（診療側委員）・・・・・・・・・・・・・・7人
- ・公益を代表する委員（公益委員）・・・・・・・・・・・・・・6人

また、委員の任期は、社会保険医療協議会法第4条により2年とされ、1年ごとにその半数を任命しています。



令和4年度第2回東海北陸地方社会保険医療協議会総会の様子

4. 広報について

（1）概要

事業対象者及び国民の皆様には東海北陸厚生局の事業についてできるだけ分かりやすく、一層ご理解を深めていただくため、厚生行政の情報を発信しています。

また、東海北陸厚生局から適時適切な情報発信及び広聴の活動を行い、国民の皆様とのコミュニケーションの充実を図ることを目的として、平成25年2月28日付で、東海北陸厚生局広報実施規程を制定し、「東海北陸厚生局広報委員会」を開催しています。

（2）実績

ア 東海北陸厚生局パンフレット・事業年報の作成

最新版のパンフレット及び事業年報は、ホームページに掲載しています。

パンフレット：<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/about/pamph/download.html>

事業年報：https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/newpage_00293.html

イ 東海北陸厚生局ホームページの管理

国民の皆様が知りたい情報、国民の皆様を知っていただきたい情報を、ホームページを通じて公表しています。

さらに、東海北陸厚生局の業務について国民の皆様を知っていただくため、フォトレポートを活用した取り組みの紹介を行っています。令和4年度は、27件のフォトレポートを掲載しました。フォトレポートは、以下 URL からご覧いただけます。

(<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/photo/index.html>)

ウ 令和4年度における広報委員会の開催実績は次のとおりです。

開催日	会議等
令和5年 3月9日	第18回東海北陸厚生局広報委員会

5. 「ご意見・ご要望」及び「お問い合わせ（ご質問）」の募集について

(1) 概要

厚生行政に関して、東海北陸厚生局のホームページを活用し、国民の皆様から「ご意見・ご要望」及び「お問い合わせ（ご質問）」を募集しています。

企画調整課においては、寄せられた「ご意見・ご要望」及び「お問い合わせ（ご質問）」を受け付け、担当部署へ回送しています。

なお、「お問い合わせ（ご質問）」は、ご質問をいただいた方に対して速やかに回答するとともに、「ご意見・ご要望」については、今後の業務改善等の参考とさせていただきます。

(2) 実績

令和4年度中にホームページに寄せられた「ご意見・ご要望」及び「お問い合わせ（ご質問）」の件数は次のとおりです。

	件数
ご意見・ご要望	112件
お問い合わせ（ご質問）	442件

6. 「国民の皆様の声」について

(1) 概要

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」は、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、厚生労働本省へ報告して業務改善に役立っています。

企画調整課においては、東海北陸厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」の内容を取りまとめ、厚生労働本省の担当部局へ報告するとともに、東海北陸厚生局内の各課所の業務の参考となるよう情報の共有化を図っています。

(2) 実績

令和4年度において、東海北陸厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」について、厚生労働本省へ報告した件数は11件です。

寄せられた「国民の皆様の声」は、一定期間ごとに厚生労働本省のホームページで公表されています。

(http://www.mhlw.go.jp/houdou_kouhou/sanka/)

「国民の皆様の声」を報告した部局 [厚生労働本省]	件数
保 険 局	8件
年 金 局	2件
健 康 局	1件

7. 職員研修の企画及び実施について

(1) 概要

東海北陸厚生局では、厚生労働省職員として一人ひとりが意欲と使命感を持って十分な能力を発揮できるよう、研修計画に基づき職員研修を実施しています。

具体的には、職員として必要な基礎知識、技能、態度及び社会的見識等の習得を図るための一般研修、各部門の業務内容や基本的な知識の習得を図るための厚生労働行政専門研修を実施して職員の資質向上に努めています。

(2) 実績

令和4年度において、実施した主な研修は次のとおりです。

実施日	研修名	主な研修内容	実施方式
令和4年 4月 4日 ～ 令和4年 4月 6日	新任者・転任者等職員研修	<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員倫理・法令遵守 ・情報セキュリティ ・東海北陸厚生局業務 ・業務管理計画 等 	集合
令和4年 6月30日	訴訟業務研修	<ul style="list-style-type: none"> ・行政に関する訴訟、予防司法支援制度の知識習得 	Web
令和4年 7月28日	ヒューマンエラー防止研修	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクマネジメント機能の強化、的確な事務処理の徹底 	Web
令和4年 8月31日	厚生局所管業務専門研修 (指導部門研修)	<ul style="list-style-type: none"> ・指導部門の業務内容、基本知識の習得 	Web
令和4年 9月29日	業務効率化研修	<ul style="list-style-type: none"> ・限られた時間、予算の中で業務を効率的に進めるための知識習得 	Web
令和4年10月19日	若手職員研修【第1部】 厚生局所管業務専門研修 (麻薬取締部門業務研修)【第2部】	<ul style="list-style-type: none"> ・本省出向経験者や出産育児経験者の経験談 ・麻薬取締部門の業務内容、基礎知識の習得 	Web
令和4年11月15日	厚生局所管業務専門研修 (年金部門研修)	<ul style="list-style-type: none"> ・年金部門の業務内容、基本知識の習得 	Web
令和4年12月 6日	障害者差別解消研修	<ul style="list-style-type: none"> ・対話こそ共生社会を開くカギ～障害のある人もない人も共に生きる社会をつくるために～に関する課題の傍聴 	集合
令和5年 2月 1日	メンタルヘルス研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレス、心の健康に対する知識とメンタルサポートの知識習得 	Web
令和5年 2月 8日	厚生局所管業務専門研修 (健康福祉部門研修)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉部門の業務内容、基本知識の習得 	Web

新任者・転任者等職員研修の様子
(令和4年4月4日～令和4年4月6日)



8. 南海トラフ地震対策中部圏戦略会議災害医療部会について

(1) 概要

南海トラフ地震対策中部圏戦略会議（事務局：国土交通省中部地方整備局）において、平成28年4月から災害医療部会が設置され、南海トラフ地震における初動時医療対策のあり方及びそれを具現化するための検討が行われています。

企画調整課は、災害医療部会の事務局を担当しています。

(2) 実績

令和4年度における災害医療部会の活動実績は次のとおりです。

開催日	会議等
令和4年7月 8日	第13回南海トラフ地震対策中部圏戦略会議災害医療部会
令和5年3月23日	令和4年度における災害医療部会検討結果の共有

年金指導課

年金指導課は、日本年金機構が厚生労働大臣の監督の下で行う、事業主等に対する滞納処分や立入検査等の認可及びその結果報告に関する審査、厚生年金保険料等の納付猶予の許可を行っています。

1. 滞納処分等に係る認可について

(1) 概要

日本年金機構が厚生年金保険、健康保険及び国民年金の保険料について、滞納処分等を実施する場合は、あらかじめ厚生労働大臣の認可が必要とされており、東海北陸厚生局では、これらの認可業務を行っています。

(2) 実績

滞納処分等の認可

ア 厚生年金保険

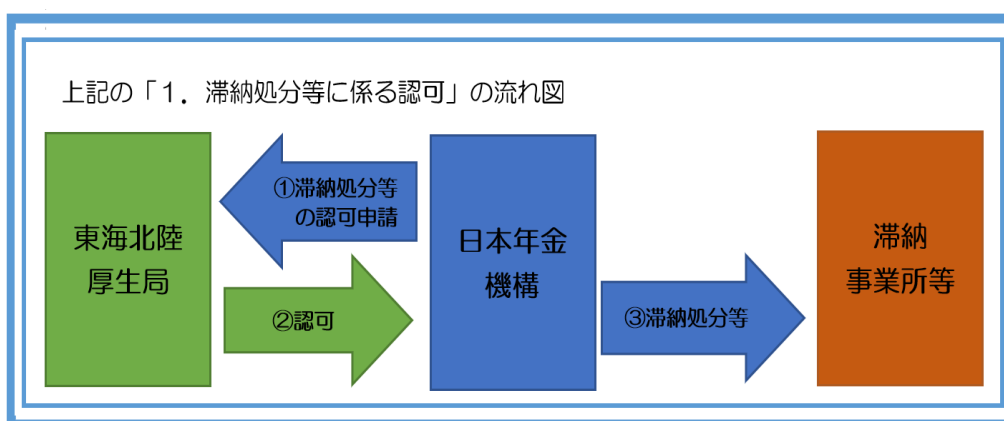
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認可件数	367	833	153
認可事業所数(注)	91,380	156,749	131,780

(注) 同一事業所において複数の月を認可した場合は延べ数としています。

イ 国民年金

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認可件数	22	7	23
認可人数	22	8	17,056

上記の「1. 滞納処分等に係る認可」の流れ図



2. 徴収職員及び収納職員の認可について

(1) 概要

滞納処分等を行う「徴収職員」及び保険料等の収納事務を行う「収納職員」は、厚生労働大臣の認可を受けて、日本年金機構理事長が任命することとされており、東海北陸厚生局では、これらの認可業務を行っています。

(2) 実績

徴収職員及び収納職員の認可

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認可件数	7	8	9
認可人数	168	122	106

3. 立入検査等に係る認可について

(1) 概要

日本年金機構が厚生年金保険等の適用事業所に対する調査や未適用事業所への加入指導・立入検査を実施する場合は、あらかじめ厚生労働大臣の認可が必要とされており、東海北陸厚生局では、これらの認可業務を行っています。

(2) 実績

立入検査等に係る認可

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認可件数	58	59	46
認可事業所数	89,246	110,506	102,979

4. 年金受給権者・被保険者に関する調査等に係る認可について

(1) 概要

日本年金機構が厚生年金保険法や国民年金法等による年金受給権者や被保険者へ調査等を実施する場合は、あらかじめ厚生労働大臣の認可が必要とされており、東海北陸厚生局では、これらの認可業務を行っています。

(2) 実績

受給権者及び被保険者に対する調査に係る認可

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認可件数	5	5	6
認可人数	11	9	8

5. 厚生年金保険料等の納付の猶予について

(1) 概要

厚生年金保険料等の納付義務者である事業主が、以下の事由に該当する場合、保険料納付猶予の申請を、日本年金機構を経由し厚生労働大臣に申請することができるとしており、東海北陸厚生局では、これらの申請の許可業務を行っています。

- ① 災害により、その財産に相当な損失を受けた場合
- ② 災害を受け、若しくは病気にかかり、又は事業の休廃止をした等の事実があり、納付すべき保険料等を一時に納付できないと認められる場合
- ③ 届出遅延により生じた保険料等を一時に納付できないと認められる理由があるとき

(2) 実績

厚生年金保険料等の納付の猶予に係る許可

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
許可件数	1	3	0
不許可件数	0	0	0

年金調整課

年金調整課は、年金委員の委嘱、学生納付特例事務法人の指定等、市町村に交付する国民年金事務費交付金等の審査などの業務を行っています。

1. 年金委員の委嘱、解嘱について

(1) 概要

年金委員は、日本年金機構法第30条に基づき、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、会社や地域において政府管掌年金事業の適用、給付、保険料その他の事項について啓発、相談及び助言等の活動を行うことで、政府管掌年金事業の理解を高め、その円滑な運営を図ることを目的に設置されています。

年金委員は、厚生年金保険適用事業所の事業主が推薦し、委嘱される「職域型」の年金委員と、市町村長又は地域団体が推薦し、委嘱される「地域型」の年金委員に区分されています。

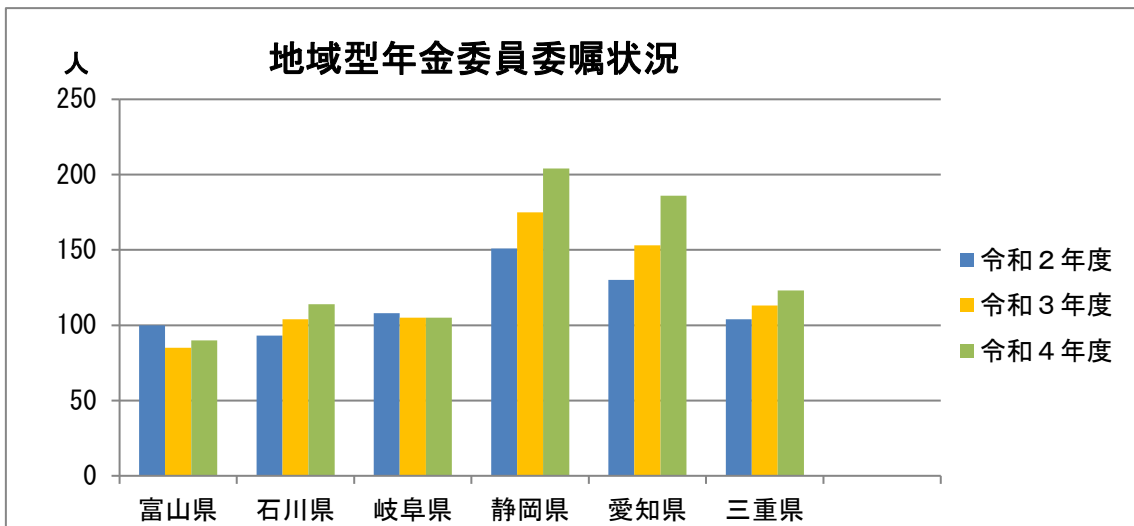
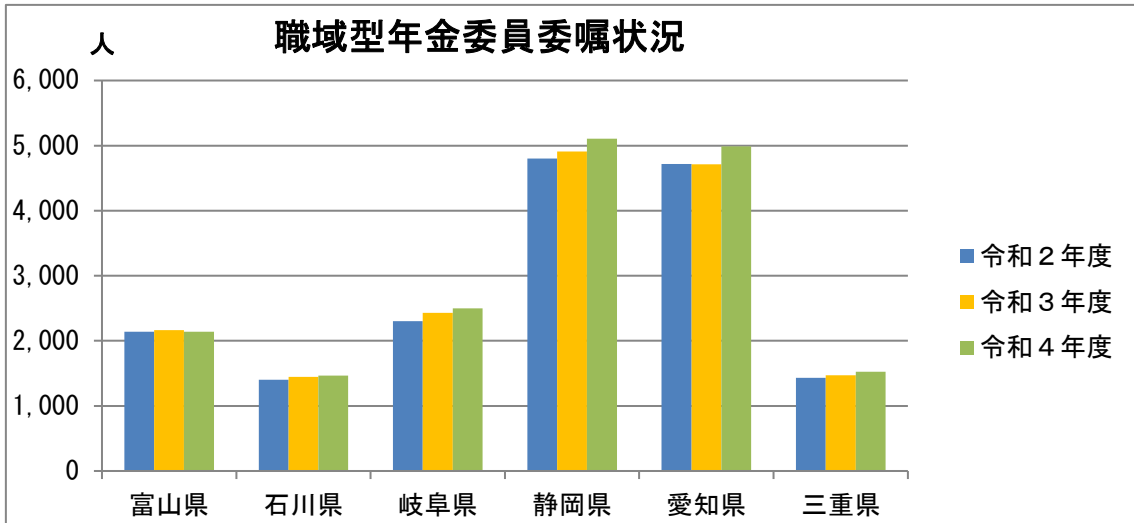
東海北陸厚生局では、管内の厚生年金保険適用事業所の事業主や市町村長又は地域団体から推薦等のあった年金委員候補者に対して、委嘱に関する審査・決定及び委嘱状・解嘱状の発行等を行っています。

(2) 実績等

年金委員の数は、次のとおりです。

各年度3月31日現在（単位：人）

県名	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	職域型	地域型	計	職域型	地域型	計	職域型	地域型	計
富山県	2,139	100	2,239	2,162	85	2,247	2,142	90	2,232
石川県	1,403	93	1,496	1,445	104	1,549	1,468	114	1,582
岐阜県	2,304	108	2,412	2,428	105	2,533	2,497	105	2,602
静岡県	4,802	151	4,953	4,908	175	5,083	5,106	204	5,310
愛知県	4,715	130	4,845	4,714	153	4,867	4,988	186	5,174
三重県	1,429	104	1,533	1,469	113	1,582	1,525	123	1,648
管内計	16,792	686	17,478	17,126	735	17,861	17,726	822	18,548



2. 国民年金保険料の納付に係る学生納付特例事務法人の指定等について

(1) 概要

学生納付特例制度は、学生である本人の申請により国民年金保険料の納付が一定期間猶予される制度で、簡単な手続を行うことで年金受給権を確保するものです。

本制度を利用するには申請が必要ですが、学生が申請しやすい環境を整備する観点から、大学等教育施設が学生からの委託を受けて申請を代行できる学生納付特例事務法人制度が設けられています。

東海北陸厚生局では、管内の学生納付特例事務法人の指定等の業務を行っています。

(2) 管内の状況

学生納付特例事務法人 44 法人

学生納付特例事務取扱教育施設 9 施設

(令和5年3月31日現在)

県名	法人・教育施設名	学校名
富山県	学校法人 富山国際学園	・富山国際大学東黒牧キャンパス
		・富山国際大学呉羽キャンパス ・富山短期大学
石川県	金沢美術工芸大学	
	学校法人 アリス国際学園	・専門学校アリス学園 ・専門学校アリス学園 加賀分校
	学校法人 金沢学院大学	・金沢学院大学 ・金沢学院短期大学 ・金沢学院大学大学院
	学校法人 金城学園	・金城大学 ・金城大学短期大学部
	公立大学法人 公立小松大学	・公立小松大学
岐阜県	情報科学芸術大学院大学	
	木工芸術スクール	
	岐阜県立下呂看護専門学校	
	学校法人 神谷学園	・東海学院大学短期大学部 ・東海学院大学

県名	法人・教育施設名	学校名
	学校法人 華陽学園	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜女子大学 ・岐阜女子大学大学院
	社会福祉法人 新生会	<ul style="list-style-type: none"> ・サンビレッジ国際医療福祉専門学校
静岡県	東海アクシス看護専門学校	
	浜松市立看護専門学校	
	学校法人 静岡県西部理容美容学園	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県西部理容美容専門学校
	学校法人 森島学園	<ul style="list-style-type: none"> ・専門学校浜松医療学院 ・専門学校富士リハビリテーション大 学校
	学校法人 静岡自動車学園	<ul style="list-style-type: none"> ・専門学校静岡工科自動車大 学校
	学校法人 興誠学園	<ul style="list-style-type: none"> ・浜松学院大学 ・浜松学院大学短期大学部
	学校法人 国際ことば学院	<ul style="list-style-type: none"> ・国際ことば学院外国語専門 学校 ・国際ことば学院日本語学 校 ・富士山日本語学校
	学校法人 掛川学園	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡アルス美容専門学 校
	学校法人 静岡県美容学園	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県美容専門学 校
	学校法人 常葉大学	<ul style="list-style-type: none"> ・常葉大学（静岡草薙キャンパス/ 静岡瀬名キャンパス/静岡水落 キャンパス/浜松キャンパス） ・常葉大学短期大学部（静岡草 薙キャンパス/静岡瀬名キャン パス）
	学校法人 静岡国際言語学院	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡国際言語学院
愛知県	岡崎市立看護専門学校	
	学校法人 愛知学院	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知学院大学
	学校法人 セムイ学園	<ul style="list-style-type: none"> ・東海医療科学専門学校 ・東海歯科医療専門学校 ・東海医療工学専門学校 ・東海医療福祉専門学校
	学校法人 中京法律学園	<ul style="list-style-type: none"> ・中京法律専門学校
	学校法人 電波学園	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知工科大学 ・愛知工科大学自動車短期大 学

県名	法人・教育施設名	学校名
	公益財団法人 名古屋YWCA	・名古屋YWCA学院日本語学校
	学校法人 名古屋電気学園	・愛知工業大学八草キャンパス ・愛知工業大学自由ヶ丘キャンパス ・愛知工業大学本山キャンパス ・愛知工業大学情報電子専門学校
	学校法人 名古屋大原学園	・大原簿記情報医療専門学校 ・大原簿記情報医療専門学校静岡校 ・大原簿記情報医療専門学校浜松校 ・大原トラベル・ホテル・プライダル専門学校 ・大原トラベル・ホテル・プライダル専門学校静岡校 ・大原トラベル・ホテル・プライダル専門学校浜松校 ・大原法律公務員専門学校 ・大原法律公務員専門学校静岡校 ・大原法律公務員専門学校浜松校 ・大原簿記情報医療専門学校岐阜校 ・大原法律公務員専門学校岐阜校 ・大原公務員医療観光専門学校沼津校 ・大原介護福祉専門学校沼津校 ・大原簿記情報医療専門学校津校 ・大原法律公務員専門学校津校
	学校法人 瀬木学園	・愛知みずほ大学 ・愛知みずほ大学大学院 ・愛知みずほ大学短期大学部
	学校法人 神野学園	・岐阜医療科学大学 ・中日本自動車短期大学 ・中日本航空専門学校
	公立大学法人 名古屋市立大学	・名古屋市立大学
	愛知県美容業生活衛生同業組合	・中部美容専門学校（名古屋校） ・中部美容専門学校（岡崎校）
	学校法人 前田学園	・愛知美容専門学校
	学校法人 名古屋文化学園	・名古屋文化学園保育専門学校

県名	法人・教育施設名	学校名
	学校法人 さくら学園	・慈恵福祉保育専門学校 ・慈恵歯科医療ファッション専門学校
	学校法人 滝川学園	・名古屋文理大学短期大学部
	学校法人 吉田学園	・専門学校愛知保健看護大学校
	学校法人 藤田学園	・藤田医科大学
	医療法人 珪山会	・中部看護専門学校
	学校法人 たちばな学園	・理学・作業名古屋専門学校
	学校法人 さわらび学園	・中部福祉保育医療専門学校
	社会福祉法人 福寿園	・田原福祉グローバル専門学校
	学校法人 東洋学園	・国際調理師専門学校名駅校
三重県	三重県立公衆衛生学院	
	三重県立水産高等学校	
	学校法人 長谷川学園	・旭理容美容専門学校
	学校法人 鈴鹿医療科学大学	・鈴鹿医療科学大学千代崎キャンパス ・鈴鹿医療科学大学白子キャンパス
	学校法人 暁学園	・四日市大学
	公益社団法人 松阪地区医師会	・松阪看護専門学校
	学校法人 大川学園	・三重調理専門学校

※下線・黒太字は、令和4年度に学生納付特例事務法人の指定を行った法人及び学生納付特例事務取扱教育施設と確認した施設です。

3. 国民年金事務費交付金等に関する業務について

(1) 概要

国民年金事務費交付金等は、国民年金法第86条により、市町村が「法定受託事務」（地方自治法に定める地方公共団体の事務）を行うにあたり必要とされた費用について国が交付するものと、法定受託事務以外に、市町村が国民年金事務に係る「協力・連携」の事務を行うにあたり必要とされた経費について国が交付するものとの2つに分けられています。

東海北陸厚生局では、国民年金事務費交付金等に係る次の業務を行っています。

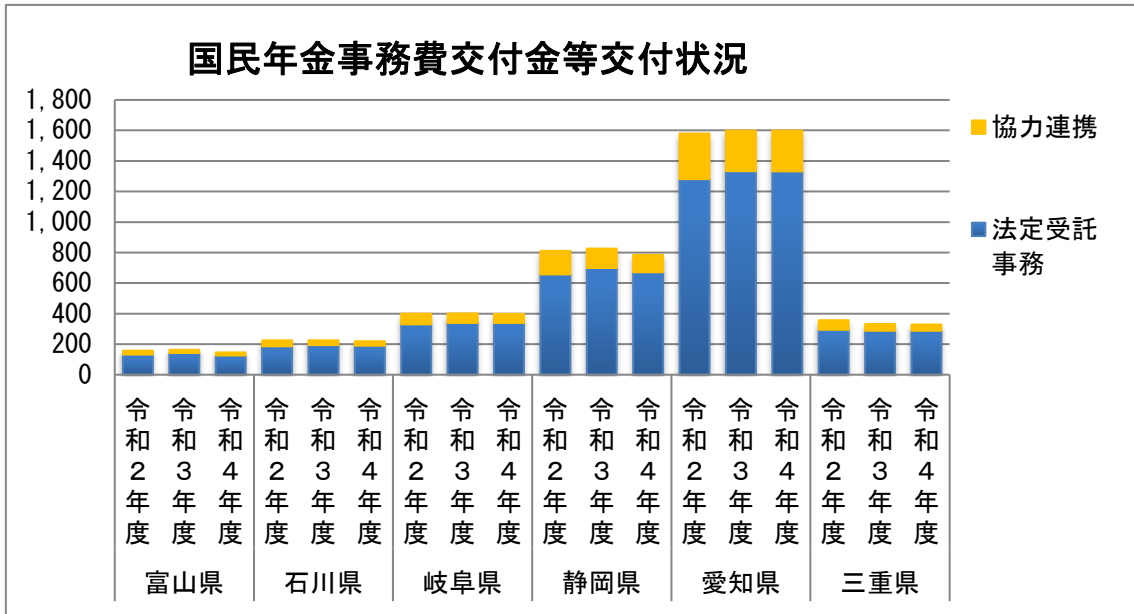
- ① 市町村から提出される申請書及び報告書の内容審査及び厚生労働本省への提出
- ② 市町村から提出される「協力・連携計画書」の内容審査及び厚生労働本省への報告
- ③ 市町村国民年金事務担当職員を対象に説明会を実施

(2) 実績

国民年金事務費交付金等の交付実績は、次のとおりです。

(単位：円)

県名	市町村数	年度	法定受託事務	協力・連携	計
富山県	15	令和2年度	132,153,017	25,375,323	157,528,340
		令和3年度	142,320,377	21,199,803	163,520,180
		令和4年度	126,864,437	20,099,511	146,963,948
石川県	19	令和2年度	186,227,338	39,146,524	225,373,862
		令和3年度	194,064,166	31,651,243	225,715,409
		令和4年度	190,861,741	29,071,835	219,933,576
岐阜県	42	令和2年度	330,284,596	70,483,586	400,768,182
		令和3年度	339,349,573	62,971,238	402,320,811
		令和4年度	339,181,127	59,684,248	398,865,375
静岡県	35	令和2年度	657,742,153	154,634,448	812,376,601
		令和3年度	699,853,333	127,507,523	827,360,856
		令和4年度	671,290,880	114,984,980	786,275,860
愛知県	54	令和2年度	1,281,518,734	299,233,127	1,580,751,861
		令和3年度	1,333,962,072	266,837,480	1,600,799,552
		令和4年度	1,332,656,338	267,974,511	1,600,630,849
三重県	29	令和2年度	294,872,014	63,471,197	358,343,211
		令和3年度	288,712,377	44,210,170	332,922,547
		令和4年度	288,542,003	41,198,062	329,740,065
管内計	194	令和2年度	2,882,797,852	652,344,205	3,535,142,057
		令和3年度	2,998,261,898	554,377,457	3,552,639,355
		令和4年度	2,949,396,526	533,013,147	3,482,409,673



(単位：百万円)

4. 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金に関する業務について

(1) 概要

年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律により、市町村が「法定受託事務」（地方自治法に定める地方公共団体の事務）を行うにあたり必要とされた費用について国が交付するものと、法定受託事務以外に市町村が年金生活者支援給付金事務に係る「協力・連携」の事務を行うにあたり必要とされた経費について国が交付するものとの2つに分けられています。

東海北陸厚生局では、年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金に係る次の業務を行っています。

- ① 市町村から提出される交付申請書及び報告書の内容審査及び厚生労働本省への提出
- ② 市町村年金生活者支援給付金事務担当職員を対象に説明会を実施

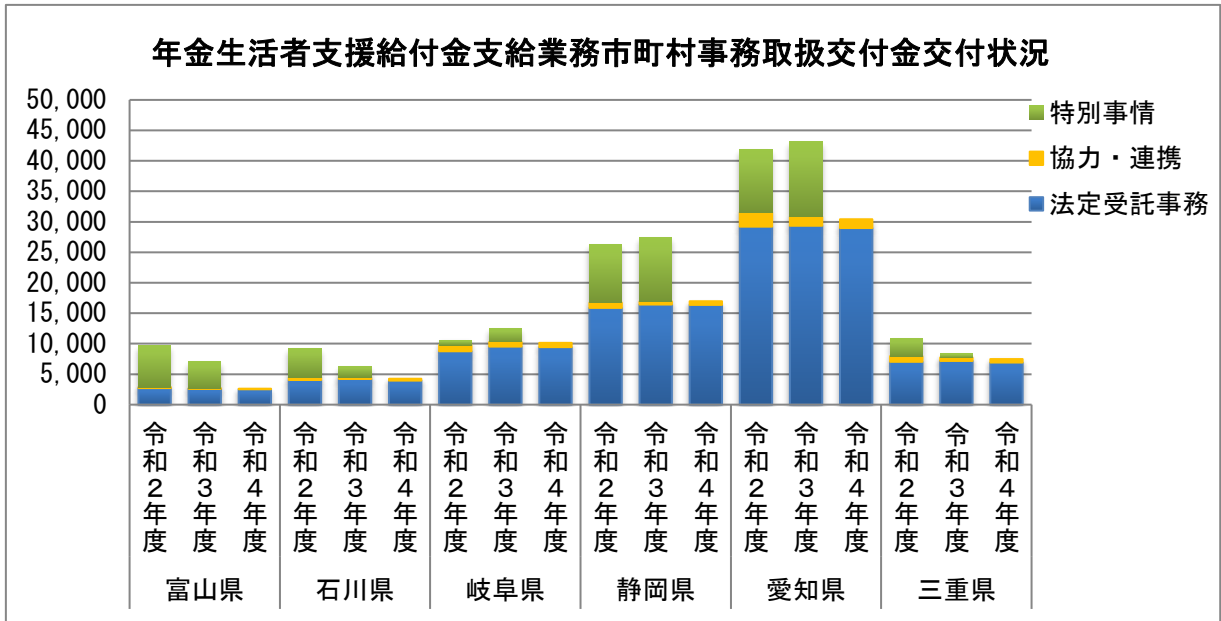
(2) 実績

年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の交付実績は、次のとおりです。

(単位：円)

県名	市町村数	年度	法定受託事務	協力・連携	特別事情※	計
富山県	15	令和2年度	2,717,182	176,858	6,860,150	9,754,190
		令和3年度	2,609,627	87,585	4,400,000	7,097,212
		令和4年度	2,523,630	96,997	0	2,620,627
石川県	19	令和2年度	4,045,453	459,901	4,757,000	9,262,354
		令和3年度	4,214,942	324,343	1,761,100	6,300,385
		令和4年度	3,951,668	301,766	0	4,253,434
岐阜県	42	令和2年度	8,759,090	1,024,701	821,700	10,605,491
		令和3年度	9,532,722	768,527	2,195,050	12,496,299
		令和4年度	9,438,205	702,530	0	10,140,735
静岡県	35	令和2年度	15,877,729	876,660	9,551,000	26,305,389
		令和3年度	16,426,825	510,645	10,542,400	27,479,870
		令和4年度	16,368,821	602,608	0	16,971,429
愛知県	54	令和2年度	29,208,135	2,374,821	10,338,765	41,921,721
		令和3年度	29,351,900	1,500,475	12,344,750	43,197,125
		令和4年度	28,974,593	1,441,169	0	30,415,762
三重県	29	令和2年度	7,031,097	935,837	2,866,000	10,832,934
		令和3年度	7,169,684	577,859	620,400	8,367,943
		令和4年度	6,913,888	567,713	0	7,481,601
管内計	194	令和2年度	67,638,686	5,848,778	35,194,615	108,682,079
		令和3年度	69,305,700	3,769,434	31,863,700	104,938,834
		令和4年度	68,170,805	3,712,783	0	71,883,588

※「特別事情」は、「法定受託事務」「協力・連携」のいずれにも属さない費用であり、令和2年度及び令和3年度においては、市町村におけるシステム改修に係る経費を交付。



(単位：千円)

5. 健康保険事務指定市町村交付金に関する業務について

(1) 概要

健康保険事務指定市町村交付金は、厚生労働大臣の指定を受けた市町村が日雇特例被保険者に対して日雇特例被保険者手帳の交付等の諸手続業務に要した事務経費を交付するものです。

東海北陸厚生局では、市町村より提出された健康保険事務指定市町村交付金申請書及び各種報告書の内容審査並びに厚生労働本省への提出に係る業務を行っています。

(2) 実績

健康保険事務指定市町村交付金の交付実績は、次のとおりです。

年度	指定市町村数	申請市町村数	県名	市町村名	取扱件数	交付金額 (単位：円)
令和2年度	1	1	愛知県	武豊町	18	1,563
令和3年度	1	1	愛知県	武豊町	14	1,216
令和4年度	1	1	愛知県	武豊町	10	881

年金審査課

1. 概要

年金に加入していた期間や保険料の納付など国が管理する年金記録が間違っていると思われる方は、年金記録の訂正請求を行うことができます。

東海北陸厚生局では、厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に係る年金記録の訂正請求事案の調査や東海北陸地方年金記録訂正審議会への答申に基づき、年金記録の訂正・不訂正を決定しています。

～東海北陸地方年金記録訂正審議会とは～

年金記録の訂正請求事案のうち、東海北陸管内の年金事務所で直ちに訂正できなかった請求事案について、中立的な立場で審議し、公平・公正な判断を行うために東海北陸厚生局に設置された、弁護士、税理士、社会保険労務士、行政書士等の有識者で構成される会議です。

東海北陸地方年金記録訂正審議会の下には、複数の部会が設置され、一つ一つの請求事案について、年金記録を訂正すべきかどうかを審議して判断します。

2. 実績

(1) 訂正請求受付状況 (単位：件)

国民年金	24
厚生年金保険	345 (2)
計	369 (2)

(2) 処理状況 (単位：件)

	処理件数	東海北陸厚生局で処理			日本年金機構で記録訂正	取下げ等	
		訂正決定	不訂正決定	請求却下			
国民年金	25	21	2	19	0	4	
厚生年金保険	289(3)	84(3)	51	33(3)	0	177	28
合計	314(3)	105(3)	53	52(3)	0	177	32

※(1)訂正請求受付状況及び(2)処理状況の()内は、脱退手当金の件数を再掲したものです。

社会保険審査官

1. 概要

社会保険審査官は、「社会保険審査官及び社会保険審査会法」に基づき設置され、厚生労働大臣から任命された独立した機関（全国103名）として、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づき、厚生労働大臣、日本年金機構、全国健康保険協会等が決定した処分に対する審査請求の事件について、審理を行っています。

- ・被保険者資格に関する処分決定に係る不服申立の審査請求の審理
- ・標準報酬に関する処分決定に係る不服申立の審査請求の審理
- ・保険給付に関する処分決定に係る不服申立の審査請求の審理
- ・国民年金の保険料に関する処分、その他国民年金法の規定による徴収金に関する処分決定に係る不服申立の審査請求の審理

2. 実績

(1) 審査請求取扱状況

(単位：件)

受付 (※)	862
取下 (受付後に審査請求人から取下申出があった件数)	58
移送 (受付後に管轄外であることが判明し管轄する審査官へ送付した件数)	8
決定 (審査官が決定した件数。内訳は「決定状況」のとおり)	532

(※) 受付件数のうち、前年度からの繰り越し分は225件です。

(2) 決定状況

(単位：件)

	容認	棄却	却下	計
健康保険	15	115	24	154
船員保険	0	0	0	0
厚生年金	2	207	15	224
国民年金	1	150	3	154
合計	18	472	42	532

(一〇メモ) ~容認・棄却・却下~

【容認】 受理した審査請求について内容を審理した結果、請求理由を認め、原処分を取り消したものです。

【棄却】 受理した審査請求について内容を審理した結果、請求について、その理由がないとして、請求をしりぞけたものです。

【却下】 期限を過ぎてからの審査請求や保険者の決定が行われていないなど、審査請求に関する条件を満たしていないため、審査請求について内容を審理するに至らなかったものです。

健康福祉課

健康福祉課は、各種補助金等の交付に関する業務、民生委員・児童委員の委嘱・解嘱等に関する業務、各種養成施設の指定及び指導調査、経営力向上計画に関する業務等を行っています。

1. 生活保護法に基づく指定医療機関等の指定等について

(1) 概要

生活保護法に基づき困窮のため最低限度の生活を維持できない被保護者に対し、国の責任において医療などの給付を行う医療機関等（病院、診療所、薬局、介護老人福祉施設など）を厚生労働大臣又は都道府県知事が指定しています。

東海北陸厚生局では、上記のうち管内6県に所在する国が開設する医療機関等の指定や変更届の受理などを行っています。

（一〇メモ）～公費負担医療～

公衆衛生や社会福祉の観点から国などが特定の対象者に対して、公費によって医療に関する給付を行う制度をいいます。

（各年度3月31日現在）

指定医療機関数		
令和2年度	令和3年度	令和4年度
37	37	37

※ 国の開設する介護機関（介護老人福祉施設など）の指定はありません。

(2) 実績

（単位：件）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生活保護指定医療機関			
新規指定	0	0	0
指定の更新	0	1	11
指定の取消	0	0	0
変更届等の受理	16	4	18
指定辞退の申出の受理	0	0	0
計	16	5	29

2. 各種補助金等の交付等について

2-1 施設整備等に係る補助金、交付金の交付

(1) 概要

平成16年度から施設・設備整備に係る補助金などの交付業務を行っており、管内各県等から提出された交付申請書や実績報告書を審査の上、交付額の決定、精算額の確定などを行っています。

(2) 実績

補助金等名	交付目的	令和4年度 交付件数及び交付額
保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金	保健衛生施設等の施設及び設備の整備に必要な経費の一部を補助することにより、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与する。 (新型コロナウイルス対策含む) (※) 法令根拠：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第7条及び第19条の10、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第62条	【施設整備】 交付件数 2件 交付額 1,168千円
		【設備整備】 交付件数 38件 交付額 329,940千円
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	市町村等が作成した整備計画に基づく事業の実施に必要な経費の一部を交付することにより、地域における高齢者の生きがい活動や地域貢献等を支援する施設及び設備等の整備を推進する。 (※) 法令根拠：介護保険法等	交付件数 106件 交付額 850,890千円

補助金等名	交 付 目 的	令和4年度 交付件数及び交付額
次世代育成支援対策 施設整備交付金	<p>児童福祉施設等の施設の整備に対して、その経費の一部を交付することにより、次世代育成支援対策を推進する。</p> <p>(※) 法令根拠：次世代育成支援対策推進法第11条</p>	<p>交付件数 50 件 交 付 額 765,412 千円</p>
保育所等整備交付金	<p>市町村が作成した保育所等の整備計画に基づく事業の実施に必要な経費の一部を交付することにより、保育所等待機児童の解消を推進する。</p> <p>(※) 法令根拠：児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の4の3</p>	<p>交付件数 181 件 交 付 額 8,739,273 千円</p>
社会福祉施設等施設 整備費国庫補助金	<p>社会福祉法人等が整備する障害福祉サービス事業所等の整備に対して、その費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図る。</p> <p>(※) 法令根拠：福祉各法</p>	<p>交付件数 41 件 交 付 額 1,553,950 千円</p>

2-2 義務的経費に係る補助金等の交付

(1) 概要

平成15年度から義務的経費に係る補助金などの交付業務を行っており、管内各県等から提出された交付申請書や実績報告書を審査の上、交付額の決定、精算額の確定などを行っています。

(一〇メモ) ～義務的経費～

国又は地方自治体の歳出のうち、支出することが制度的に法令で義務づけられている経費のことをいいます。

(2) 実績

補助金等名	交付目的	令和4年度 交付先及び交付額
結核医療費国庫負担金	<p>県、指定都市、中核市及び保健所を設置する市が行う結核による入院患者の医療に要する費用等の一部を負担することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図る。</p> <p>(※) 法令根拠：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第61条第2項</p>	<p>交付先 6県11市</p> <p>交付額 239,478千円</p>
結核医療費国庫補助金	<p>県、指定都市、中核市及び保健所を設置する市が行う結核による一般患者の医療に要する費用等の一部を補助することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図る。</p> <p>(※) 法令根拠：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第62条第1項</p>	<p>交付先 6県11市</p> <p>交付額 26,671千円</p>

補助金等名	交付目的	令和4年度 交付先及び交付額
原爆被爆者手当交付金	<p>県が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当を支給する事業に対して、その経費の全部を交付することにより、被爆者の受療の促進、健康の保持増進を図る。</p> <p>(※) 法令根拠：原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条第1項、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第20条第3項</p>	<p>交付先 6 県</p> <p>交付額 1,120,193 千円</p>
原爆被爆者葬祭料交付金	<p>県が行う原爆被爆者葬祭料を支給する事業に対して、その経費の全部を交付することにより、被爆者の精神的不安を和らげる。</p> <p>(※) 法令根拠：原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条第1項、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第20条第3項</p>	<p>交付先 6 県</p> <p>交付額 49,437 千円</p>
原爆被爆者健康診断費交付金	<p>県が行う原爆被爆者の健康診断に対して、その経費の全部を交付することにより、被爆者の健康の保持及び向上を図る。</p> <p>(※) 法令根拠：原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条第1項、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第20条第2項</p>	<p>交付先 6 県</p> <p>交付額 19,008 千円</p>

補助金等名	交付目的	令和4年度 交付先及び交付額
児童扶養手当給付費国庫負担金	<p>県又は市町村が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担することにより、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童福祉の増進を図る。</p> <p>(※) 法令根拠：児童扶養手当法第21条</p>	<p>交付先 6県 118市町</p> <p>交付額 16,016,951千円</p>
特別児童扶養手当事務取扱交付金	<p>県又は市町村が行う特別児童扶養手当の支給に係る事務処理に必要な費用の全部を交付することにより、当該制度の円滑な運営を図る。</p> <p>(※) 法令根拠：特別児童扶養手当等の支給に関する法律第14条</p>	<p>交付先 6県 194市町</p> <p>交付額 147,886千円</p>
特別障害者手当等給付費国庫負担金	<p>県又は市町村が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給に要する費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図る。</p> <p>(※) 法令根拠：特別児童扶養手当等の支給に関する法律第25条</p>	<p>交付先 6県 118市町</p> <p>交付額 5,331,755千円</p>
婦人保護費国庫負担金・補助金	<p>県が行う婦人相談所での一時保護、移送及び婦人保護施設で収容保護等の事業に対して、その費用の一部を負担（補助）することにより、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図るとともに、配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を図る。</p> <p>(※) 法令根拠：売春防止法第40条第1項、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第28条第1項</p>	<p>交付先 6県</p> <p>交付額</p> <p>【負担金】 84,341千円</p> <p>【補助金】 175,457千円</p>

補助金等名	交付目的	令和4年度 交付先及び交付額
児童入所施設措置費等 国庫負担金	<p>県又は市町村が行う児童等の入所後の保護又は委託後の養育に対して、その費用の一部を負担することにより、施設等への入所又は委託、助産の実施及び施設等の最低基準の維持を図る。</p> <p>(※) 法令根拠：児童福祉法第53条</p>	<p>交付先 6県 100市町</p> <p>交付額</p> <p>【保護費負担金】 14,220,665千円</p> <p>【保護医療費負担金】 420,810千円</p>

2-3 災害復旧費国庫補助金

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金

ア 概要

社会福祉施設等が、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた場合における当該施設の災害復旧事業に対して、その費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の確保を図っています。

イ 実績

令和4年度は、特別養護老人ホーム等の地震による被害について、調査（査定）を実施し、補助を行いました。

- ・特別養護老人ホーム等

4件（石川県）

5,252千円

2-4 財産処分に関する業務

(1) 概要

補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合（※）は、厚生労働大臣等の承認が必要となります。

（※）補助金等の交付の目的に反して使用する、譲渡する、交換する、貸し付ける、

担保に供する、取り壊すことなどをいいます。

東海北陸厚生局では、平成16年度から、国庫補助金を受けた社会福祉施設や保健衛生施設がその財産を処分する際の承認や、処分に係る報告書の受理などを行っています。

(2) 実績

(単位：件)

区分	処理件数		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
転用	65	28	22
譲渡	22	20	19
貸付	30	20	11
担保	3	7	7
取壊し・廃棄	44	9	22
計	164	84	81

3. 三種病原体等の所持又は輸入の届出等について

3-1 三種病原体等の所持又は輸入の届出

(1) 概要

病原体等が生物テロに使用された場合の国民への生命や健康に与える影響などを踏まえて、それらを所持する場合や輸入する場合には、届出を行うとともに適正に管理することとされています。

東海北陸厚生局では、管内6県に所在する三種病原体等の所持者や輸入者から、その所持や輸入の届出、変更の届出の受理に関する業務を行っています。

(※) 根拠法令：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(一口メモ) ～病原体等～

病原体等とは、感染症の病原体のほかに毒素（感染症の病原体によってつくられる物質であって、人の体内に入った場合に、人を発病させ、又は死亡させるものをいいます。）のことをいいます。病原体や細菌の病原性、国民の生命及び健康に対する影響に応じて、一種病原体等から四種病原体等まで特定病原体等として分類されています。

(2) 実績

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
所持又は輸入の届出の受理	3	0	2
所持又は輸入の変更届出の受理	10	4	8
不所持届の受理	3	0	0
計	16	4	10

3-2 検査

(1) 概要

特定病原体等を所持する場合には、その区分に応じて施設、保管、使用、運搬、滅菌などに関する基準の遵守が定められています。

東海北陸厚生局では、管内6県に所在する三種病原体等の所持者を対象に、三種病原体等の取扱いや施設の基準の遵守状況を確認するため、適宜、立入検査を行っています。

また、立入施設が四種病原体等を併せて所持している場合は、その所持状況についても検査を行っています。

(※) 根拠法令：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(2) 実績

ア 検査の実績

(単位：件)

令和2年度	令和3年度	令和4年度
4	4	4

イ 令和4年度の主な指導事項及び件数

指導事項	内容	件数
設 備	・届出事項に変更が生じた場合には、届出を行うこと。	1
帳 簿	・三種病原体等の使用、保管、滅菌等に係る帳簿を整備し適切に記録を残すこと。	3

4. 民生委員及び児童委員の委嘱、解嘱、表彰等について

(1) 概要

民生委員や児童委員は、県知事（指定都市、中核市の長を含みます。以下「県知事等」といいます。）の推薦によって厚生労働大臣が委嘱しています。

また、児童委員の中から、県知事等の推薦によって厚生労働大臣が主任児童委員を指名しています。

さらに、多年にわたり社会福祉の増進に貢献された民生委員や児童委員に対し、厚生労働大臣から感謝状の授与や表彰が行われます。

東海北陸厚生局では、管内6県に係る民生委員や児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名や厚生労働大臣感謝状などの授与の業務を行っています。

(※) 根拠法令：民生委員法、児童福祉法

(一〇メモ) ～民生委員・児童委員・主任児童委員～

民生委員・児童委員とは、地域住民の立場に立って相談や援助を行うとともに、福祉事務所などの関係行政機関に対する協力や民間の篤志奉仕者として自主的な民間福祉活動に従事する方々です。また、民生委員は、児童委員を兼務しています。

児童委員のうち主任児童委員は、児童相談所などの関係行政機関と児童委員との連絡調整や児童委員の活動に対する援助を行っています。

民生委員や児童委員の任期は3年とされており、3年ごとに一斉改選が行われます。直近では、令和4年に一斉改選が行われ、その任期は令和7年11月30日までとなっています。

(2) 実績

(単位：人、団体)

区分	事務処理件数		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
民生委員・児童委員の委嘱	631	554	29,824
民生委員・児童委員の解嘱	558	572	379
主任児童委員の指名	48	35	3,294
主任児童委員の解除	3	2	5
厚生労働大臣感謝状の授与	193	179	7,922
厚生労働大臣表彰状の授与	68	60	864

5. 児童扶養手当支給事務指導監査について

(1) 概要

各県・市が行う児童扶養手当支給に関する事務の円滑な実施の確保を図ることを目的として児童扶養手当の支給事務に関する指導監査を実施しています。

東海北陸厚生局では、各県は3年に1回程度、市及び福祉事務所を設置する町村は6年に1回程度の頻度により監査を行っています。

(※) 根拠法令：地方自治法第245条の4

(一〇メモ) ～児童扶養手当～

児童扶養手当とは、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

(2) 実績

ア 監査の実績

令和2年度	令和3年度	令和4年度
6市1町	1県14市	3県16市

イ 令和4年度の主な指導事項及び件数

指 摘 事 項	文書指摘 件 数	口頭指摘 件 数	計
主管課の業務体制の状況	0	1	1
関係機関等との連携の状況	0	1	1
規則に定める諸様式用紙等の作成、記入、 整理及び保管状況	0	13	13
認定請求書受理の状況	0	35	35
認定請求書の審査及び決定の状況	2	8	10
現況届の処理状況	4	34	38
一部支給停止措置及び一部支給停止除外措置 に係る事務処理の状況	1	7	8
受給資格喪失者に係る事務処理状況	0	3	3
その他	0	5	5
合 計	7	107	114

6. 保護施設に対する指導監査について

(1) 概要

保護施設の適正な運営の確保を図ることを目的として、保護施設に対する指導監査や、地方自治体が行う保護施設に対する指導監査の実施状況に対する技術的助言を実施しています。

東海北陸厚生局では、管内の県及び指定都市、中核市が設置する保護施設（5施設）を対象として、概ね3年に1回の頻度で実地による監査を行っています。

（※）根拠法令：生活保護法第23条第1項、地方自治法第245条の4

（一口メモ）～保護施設～

保護施設とは、生活保護法第38条の規定に基づく、「救護施設」、「更生施設」、「授産施設」、「宿所提供施設」のことをいいます。

(2) 実績

ア 監査の実績

（単位：施設）

令和2年度	令和3年度	令和4年度
0	0	1

イ 令和4年度の主な指摘事項及び件数

指 摘 事 項	文書指摘 件 数	口頭指摘 件 数	計
必要な諸規定は、整備されているか。	1	0	1
施設運営は適切に実施されているか。	0	1	1
防災対策について、その充実強化に努めているか。	0	1	1
合 計	1	2	3

7. 生活保護法施行事務監査について

(1) 概要

生活保護制度における他法他施策の優先原理の徹底を図ること等を目的として、生活保護法施行事務に関する監査を行っています。

東海北陸厚生局では、管内の県及び指定都市、中核市を対象に自立支援医療（更生医療）の優先適用や向精神薬における重複処方状況に関する監査を実施しています。

（一口メモ）～生活保護制度における他法他施策の優先～

生活保護制度の目的は、資産、能力などのすべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施することです。このため、年金や手当など他の制度で給付を受けることができる制度がある場合（自立支援医療（更生医療）など）は、生活保護法による保護に優先しその制度を活用しなければなりません。

（2）実績

ア 監査時の確認件数

（単位：件）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
向精神薬における 重複処方の確認件数	314	303	289

イ 被保護者に対して向精神薬が重複して処方されていた理由

- 被保護者が異なる疾病で複数の医療機関を受診し、同一効能の向精神薬を処方されていたため。
- 従来受診している医療機関から向精神薬を処方されていた被保護者が、医療機関を切り替えた際に一時的に重複処方となったため。
- 頓服薬として使用されており、最初に処方された分を消費後に追加で処方されたため。

ウ 被保護者に対して自立支援医療（更生医療）が適用されていない主な理由

- 被保護者が更生医療指定病院以外の医療機関を受診していたため。
- 被保護者が更生医療指定病院から緊急搬送された医療機関への指定換えをしなかったため。
- 被保護者が更生医療の申請手続き中であったため。
- 更生医療の認定を受けているにもかかわらず、被保護者が医療機関に更生医療受給者証を提示していなかったため。

8. 生活保護法の指定医療機関に対する指導検査について

(1) 概要

平成26年7月の改正生活保護法の施行に伴い、生活保護法に基づき指定された医療機関に対して、国（地方厚生局）と地方自治体による共同指導検査の実施が可能となりました。

東海北陸厚生局では、平成26年度から生活保護法指定医療機関において診療方針及び診療報酬の請求等を適正に行えるように、管内地方自治体と共同して個別指導を実施しています。

(2) 実績

(単位：件)

令和2年度	令和3年度	令和4年度
0	1	1

(一〇メモ)～生活保護法に基づく指定医療機関～

生活保護法の指定医療機関とは、生活保護法第49条に基づき、厚生労働大臣（国が開設した病院若しくは診療所又は薬局等）、都道府県知事（その他の病院若しくは診療所又は薬局等）が生活保護法に基づく医療を担当させるために指定した医療機関のことをいいます。

9. 障害者自立支援等業務に関する実地指導について

(1) 概要

障害者自立支援等業務の円滑かつ適正な実施を図るため、県が行う障害福祉サービス事業者などの指定事務や指導監査、市町村に対する指導などの状況について、実地により聴取し、助言などを行っています。

(※) 根拠法令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第2条第3項
地方自治法第245条の4

(一〇メモ)～障害者自立支援等業務～

障害者自立支援等業務とは、

- ・介護給付費（ホームヘルプサービス、ショートステイ、入所施設等）、訓練等給付費（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等）、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、自立支援医療費、補装具及び障害児通所給付費等の支給決定業務
 - ・移動支援、日常生活用具、手話通訳等の派遣、地域活動支援など市町村又は都道府県が行う障害者などへの自立支援に関する業務
- のことをいいます。

(2) 実績

ア 実施件数

(単位：県・市)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合計	0	2	5

イ 令和4年度の主な指導事項及び件数

項目	指摘件数	指摘内容の概要
【県】		
指定障害福祉サービス事業者等の指導・監査について	2	・実地指導（障害者）の実施率が低調である（1件） ・実地指導（障害児）の実施率が低調である（1件）
自立支援医療費の審査点検について	1	・連名簿の審査点検が未実施である（1件）
業務管理体制の整備に関する事務について	1	・届出事務の対応が不適切である（1件）
【市】		
業務管理体制の整備に関する事務について	1	・届出事務の対応が不適切である（1件）
合計	5	

10. 障害福祉サービス事業者等に対する業務管理体制整備の届出内容の確認（一般検査）業務について

(1) 概要

障害福祉サービス事業者等は、法令遵守のための業務管理体制を整備すること及びそれに関する事項を記載した届出書を関係行政機関（国、都道府県、市町村）に届け出ることが義務付けられています。

平成29年度から国に届出のあった東海北陸管内の事業者を対象に、業務管理体制の整備・運用状況を確認するための検査を定期的実施しています。（一般検査）

また、都道府県知事からの要請を受けて業務管理体制の整備等についての検査を実施しています。（特別検査）

(※) 根拠法令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法

(2) 検査実績

① 一般検査

(単位：件)

令和2年度	令和3年度	令和4年度
0	2	2

② 特別検査

令和2年度	令和3年度	令和4年度
0	2	3

11. 各種養成施設の指定又は認定及び監督について

(1) 概要

各種養成施設の指定又は認定、養成施設の指定内容の変更に伴う審査、社会福祉士に係る「社会福祉に関する科目を定める省令」第5条第1項に基づく実習演習科目の確認（以下、「科目確認大学等」といいます。）等の業務を行っています。

なお、各種養成施設は、あん摩マッサージ指圧師等養成施設、栄養士養成施設、管理栄養士養成施設、社会福祉士学校、介護福祉士学校、精神保健福祉士学校です。

また、養成施設の設置計画や変更に係る事前相談に対する指導、養成施設の年次報告の受理を行っています。加えて、指導調査により、授業の実施状況や施設設備の整備状況等の法令等の遵守状況の確認も行っています。

(2) 実績

令和4年度における養成施設の指定等に関する業務については、次のとおりです。

また、指導調査に関しては、令和4年度養成施設等指導調査の基本方針に基づき実施するとともに、職種別に根拠法令等を明記した「自己点検表」を東海北陸厚生局のホームページに掲載のうえ、その利用を推奨しています。

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/gyomu/by_ka/shido_yosei/jikotenken.html

ア 令和4年度の養成施設の指定等の実績

資格	養成施設の指定	実習演習科目の確認	指定内容変更の承認	指定の取消	指定内容変更届の受理	年次報告書の受理	指導調査
あん摩マッサージ指圧師等養成施設	0	0	0	0	0	4	0
栄養士養成施設	0	0	4	1	1	18	3
管理栄養士養成施設	1	0	2	0	2	19	1
社会福祉士学校	0	0	0	0	0	0	0
介護福祉士学校	1	0	5	0	75	38	7
精神保健福祉士学校	0	0	0	0	0	0	0
小計	2	0	11	1	78	79	11

科目確認大学等	0	0	0	2	86	0	0
---------	---	---	---	---	----	---	---

合計	2	0	11	3	164	79	11
----	---	---	----	---	-----	----	----

イ 令和4年度の指摘事項及び件数

指摘事項	文書指摘件数	口頭指摘件数	計
学則の記載内容が不明瞭、記載不備など	0	1	1
入学定員の超過、入学資格確認の書類不備など	0	0	0
専任教員の未配置、無資格教員による授業など	0	3	3
学則に定めた授業時間数の不足など	0	0	0
設備、備品等の整備状況の不備など	0	0	0
記録文書の整備状況の不備など	0	4	4
変更承認又は届出の未提出など	0	0	0
合計	0	8	8

12. 介護技術講習制度に係る講習会の届出審査について

(1) 概要

「介護技術講習会」（介護福祉士養成施設等の設置者が実施）を受講することで、介護福祉士国家試験の実技試験を免除するものであり、実施者からの届出書を受理し、審査を行っています。（大学等文部科学省と共管の施設に限ります。）

(2) 実績

令和4年度は、1法人により1回の講習が実施されました。

13. 経営力向上計画に関する業務について

(1) 概要

「経営力向上計画」とは、人材育成や財務内容の分析、マーケティングの実施、ITの利活用、生産性向上のための設備投資等、自社の経営力を向上するための計画で、経営力向上計画の認定を受けた事業者は、税制や金融の支援等の措置を受けることができます。

地方厚生局においては、厚生労働省が所管する事業のうち、介護分野、医療分野及び食品分野等を所管し、平成30年4月から経営力向上計画の認定や調査等を行っています。

(2) 実績（認定件数及び業種）

（単位：件）

業種 年度	医療・ 福祉	サービス	製造	卸売・ 小売	教育	宿泊・ 飲食	生活関連	合計
令和4年度	142	5	19	44	0	103	29	342

医事課

医事課は、医療安全に関する取組の普及啓発、再生医療等安全性確保法・臨床研究法に係る特定臨床研究の適切な実施に関する監督、地域医療構想や災害時の医療体制に関する自治体支援、医師・歯科医師の臨床研修、看護師の特定行為研修に関する業務、心神喪失者等医療観察法に基づく医療提供体制の確保に関する業務等を行っています。

1. 健康危機管理について

(1) 概要

東海北陸厚生局では、医薬品、食中毒、感染症、飲料水、その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康安全を脅かす事態に対し、対策を講じるため、健康危機管理関係所管課及び関係機関（検疫所、衛生研究所等）との連絡体制を整備しています。さらに、関係機関の職員が健康危機管理に対する共通の認識をし、情報の共有化等を行い、相互に連携を強めることを目的として「東海北陸ブロック健康危機管理連絡協議会」を開催しています。

(2) 実績

東海北陸ブロック健康危機管理連絡協議会については、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に鑑み、書面開催しました（令和5年3月6日）。

2. 医療安全に関する取組の普及啓発について

(1) 概要

国民が安心して医療を受けるためには、医療機関や医療従事者が提供する医療の質の向上に努めるとともに、安全を確保しなければならないことから、医療安全に関する取組の普及啓発を行っています。

(2) 実績

医療安全に関するワークショップの開催

東海北陸厚生局では、医療機関の安全管理者等の資質向上を図ることにより医療の安全性の向上させることを目的に、管内医療機関の管理者及び医療安全管理者等を対象に、「医療安全に関するワークショップ」を開催しています。

- 開催日：令和4年12月8日（木）・15日（木）
- 開催場所：オンライン開催
- 対象者：東海北陸管内の医療機関管理者及び医療安全担当者等
- 開催規模：受講者約450名



医療安全に関するワークショップの様子

3. 再生医療等の安全性の確保について

(1) 概要

再生医療等の迅速かつ安全な提供等を図るため、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」（平成25年法律第85号）に基づき、再生医療等を提供する機関は提供計画を厚生労働本省へ提出することや、特定細胞加工物を製造しようとする者は細胞培養加工施設ごとに届出又は許可を受けることなどがが必要です。

東海北陸厚生局では、全国の地方厚生局や（独）医薬品医療機器総合機構と協力しながら、主に以下の業務を行っています。

(2) 実績

ア 再生医療等提供計画の受理

再生医療等を提供する医療機関からの「再生医療等提供計画」を受理しています。

令和4年度（件）			
新規提出	変更届	中止届	終了届
64	131	40	40

イ 特定細胞加工物の製造届書の受理又は製造許可

細胞培養加工施設からの「特定細胞加工物製造許可申請書」に基づく許可証の発行、「特定細胞加工物製造届書」や各種届出書の受理をしています。

(ア) 特定細胞加工物の製造許可

令和4年度（件）				
新規許可	変更届	廃止届	更新	許可証 書換え交付
0	5	1	1	3

(イ) 特定細胞加工物の製造届（受理）

令和4年度（件）		
新規届	変更届	廃止届
35	29	19

ウ 再生医療等委員会の認定

再生医療等委員会を設置しようとする者からの「再生医療等委員会認定申請書」の審査と認定証を発行、再生医療等委員会からの各種届出書を受理しています。

令和4年度（件）			
認定申請（うち認定）	変更届	廃止届	更新申請
0（0）	18	0	3

エ 定期報告の受付と必要な調査等

再生医療等提供する医療機関と細胞培養加工施設から年 1 回提出される定期報告の受付と必要な調査を行っています。

令和4年度（件）	
定期報告	調査
644	2

（一〇メモ）～再生医療等の安全性の確保等に関する法律～

再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための法律「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」が平成25年11月27日に公布されました。

同法は、再生医療等について、人の生命及び健康に与える影響の程度に応じ、「第1種」「第2種」「第3種」に分類し、再生医療等を提供しようとする医療機関が講ずべき措置を明らかにするとともに、再生医療等提供基準に基づいた計画等の受理等、再生医療等技術や法律の専門家等の有識者からなる合議制の委員会の認定等、特定細胞加工物の製造の許可・認定・受理等の制度等について定めたものです。

4. 臨床研究法について

(1) 概要

臨床研究の対象者をはじめとする国民の臨床研究に対する信頼の確保を図ることを通じてその実施を推進し、もって保健衛生の向上に寄与することを目的として平成29年4月1日に「臨床研究法」が施行されました。

臨床研究を実施する機関は、認定臨床研究審査委員会の申請、認定、3年ごとの更新、届出の変更、廃止、研究実施計画（新規・変更）、研究期間中の定期報告や疾病等報告、研究中止や終了などの届出又は許可を受けることなどが必要となります。

東海北陸厚生局では、全国の地方厚生局と協力しながら、主に以下の業務を行っています。

(2) 実績

ア 臨床研究審査委員会に関する業務

臨床研究審査委員会の新規申請受付・認定、変更認定等の各種届出書を受理しています。

令和4年度（件）		
新規提出	変更届	更新・廃止
0	30	1

イ 臨床研究の実施に関する業務

実施計画の提出の受付、実施計画の変更、軽微変更届、研究の中止、終了等各種届出書の受理をしています。

令和4年度（件）				
新規届	変更届（軽微変更を含む）	中止届	終了届	定期報告
68	528	2	61	284

（一口メモ）～臨床研究法～

臨床研究の実施の手続、認定臨床研究審査委員会による審査意見業務の適切な実施のための措置、臨床研究に関する資金等の提供に関する情報の公表の制度等を定めることにより、臨床研究の対象者をはじめとする国民の臨床研究に対する信頼の確保を図ることを通じてその実施を推進し、もって保健衛生の向上に寄与することを目的として定めた法律です。

5. 地域医療構想について

(1) 概要

地域医療構想は、将来的な人口構成の変化に伴い、必要な病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、それに向けて各都道府県、各構想区域で議論を進め、効率的な医療提供体制の構築をしていく取組です。

各自治体や地域の置かれた状況は様々であることから、地域医療構想の議論が進まないことや反発がありましたが、地域医療構想の取組の議論を一層推進するために、厚生局医事課がその役割の一部を担うことになりました。

ア 主な業務内容

- ① 管内各自治体や病院等の地域医療構想に関する情報収集
- ② 地域医療構想に関する相談対応業務
- ③ 東海北陸厚生局管内で行われるブロック担当者会議（意見交換会）の運営
- ④ 地域医療介護総合確保基金に関するヒアリング
- ⑤ 再編計画の認定に係る業務

などを行い、各自治体の支援を行うこととしています。

イ 東海北陸厚生局管内の状況

重点支援区域：岐阜県東濃区域（土岐市立総合病院、東濃厚生病院）

令和4年4月基本計画策定、令和5年2月下旬造成工事開始、令和7年度開院予定

(2) 実績

ア 地域医療構想会議等への出席・外部関係機関からのヒアリング等

地域医療構想会議等への出席（富山県（1回）、石川県（15回）、岐阜県（9回）
静岡県（5回）、愛知県（14回）、三重県（3回））

イ 地域医療構想等東海北陸ブロック担当者会議の運営（令和4年7月25日、令和5年1月18日開催）

6. 災害時における医療の確保の支援について

(1) 概要

平時においては、都道府県の役割を尊重しつつ、都道府県による医療訓練や会議への参加を通じ、都道府県に対する助言及び支援を行うほか、日本DMAT隊員養成研修において日本DMAT活動要領等の解説を行います。ま

た、災害拠点病院及び災害拠点精神科病院の視察を通じて発掘された問題点について、都道府県に対する助言及び支援を行います。さらに、病院及び有床診療所一覧の作成支援を行うほか、在宅医療を受けている患者を把握できるように、在宅医療を提供している保険医療機関等の関連情報の整理を行います。

災害時においては、本省職員の業務支援（被災医療機関の情報収集、被災医療機関に必要な支援内容の情報収集、他省庁リエゾンとの調整、都道府県災害対策本部へ必要に応じて派遣等）を行います。

(2) 実績

災害拠点病院調査（各県 1 か所）

7. 医師少数区域経験認定医師制度について

(1) 概要

医師少数区域等における医師確保促進のため、医師少数区域等に一定期間勤務し、当該地域での医療の提供のために必要な業務を行った医師を厚生労働大臣が認定する制度が施行されました。

東海北陸厚生局では、上記の認定に係る業務を令和2年4月1日から行っております。

(2) 実績

令和4年度申請件数：20件

（一〇メモ）～医師少数区域経験認定医師制度～

医師少数区域等における勤務の促進のため、医師少数区域等に一定期間勤務し、その中で医師少数区域等における医療の提供のために必要な業務を行った者を厚生労働大臣が認定します。2020年度以降に臨床研修を開始した医師については、地域支援病院の管理者となる要件として、本認定を受けた医師であることが追加されています。

<認定のために必要な業務>

- (1) 個々の患者の生活背景を考慮し、幅広い病態に対応する継続的な診療や保健指導（患者の専門的な医療機関への受診の必要性の判断を含む。）
 - 地域の患者への継続的な診療
 - 診療時間外の患者の急変時の対応
 - 在宅医療
- (2) 他の医療機関や、介護・福祉事業者等との連携
 - 地域ケア会議や退院カンファレンス等への参加
- (3) 地域住民に対する健康診査や保健指導等の地域保健活動
 - 健康診査や保健指導等の実施

8. 医師の臨床研修について

(1) 概要

医師は医師免許取得後、診療に従事する場合は2年以上の臨床研修を受けることされています。令和2年度の制度改正により、臨床研修病院の指定等の権限は都道府県知事に委譲されました。これに伴い、これまで東海北陸厚生局が行ってきた臨床研修プログラムの審査業務等も都道府県に移り、東海北陸厚生局では管轄6県の適正な研修の実施体制の確保と質の向上のための支援・フォローアップを行っています。

東海北陸厚生局管内の臨床研修病院の指定状況（基幹型）

令和3年度	令和4年度	増減	
143病院	144病院	新規指定	1病院
		指定辞退	0病院

(2) 実績

ア 臨床研修修了者の登録に係る事務

臨床研修修了者からの医籍登録申請の受付、内容審査、厚生労働本省への進達及び臨床研修修了登録証の交付を行っています。

○ 令和4年度：1,345件

イ 臨床研修費等補助金（医師）の執行事務

臨床研修費等補助金は、臨床研修を実施するための指導体制や環境を整えるための経費です。臨床研修病院からの補助金交付申請を受け付けて交付額を決定しています。

なお、国が開設する病院は補助対象とはなりません。

○ 令和4年度交付申請：140件 1,513,353千円

○ 令和3年度確定：142件 1,526,104千円

ウ 医学部学生が臨床研修に必要な情報収集を可能し、当管内での臨床研修の実施を促進するため、「東海北陸地区臨床研修病院合同説明会」の開催に協力しています。

「東海北陸地区臨床研修病院合同説明会」（令和4年度開催）

○ 日時：令和4年6月4日（土）10時～13時

○ 会場：Web開催

○ 主催：東海北陸地区臨床研修病院合同説明会実行委員会

○ 参加病院数：59病院

○ 参加医学生数：約400名

(一〇メモ) ～臨床研修～

平成16年4月以降に医師免許を取得し、診療に従事しようとする医師は2年以上の臨床研修を受けることが、医師法により義務付けられています。

「臨床研修は、医師が、医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷または疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身につけることのできるものでなければならない。」という基本理念のもと、臨床研修病院が作成する研修プログラムに基づき研修が実施されます。

制度改正により、令和2年度から臨床研修病院の指定や研修プログラムの審査、募集定員数の決定は都道府県知事に権限が委譲され、各地域の実情に合った研修が実施できるようになりました。

9. 歯科医師の臨床研修について

(1) 概要

歯科医師は歯科医師免許取得後、診療に従事する場合は1年以上の臨床研修を受けることが歯科医師法により義務付けられています。東海北陸厚生局では、臨床研修施設として申請があった場合の臨床研修プログラムの審査業務を中心に適正な研修の実施体制の確保と質の向上のための支援・フォローアップや相談対応を行っています。

(2) 実績

ア 歯科医師臨床研修施設の研修プログラム等の審査

(ア) 歯科医師臨床研修施設指定申請に伴う研修プログラム等の審査

新規に臨床研修施設の指定を受けようとする施設の研修プログラム及び臨床研修施設群、研修歯科医の処遇等の内容の審査を行っています。

東海北陸厚生局管内の臨床研修施設の指定状況は、次のとおりです。

○ 歯科医師臨床研修指定施設数（単独・管理型）

令和3年度	令和4年度	増減	
67施設	70施設	新規指定	4施設
		指定辞退	1施設

(イ) 既指定施設の研修プログラム変更・新設に係る届出の受理

令和4年度には、歯科医師臨床研修施設の研修プログラム変更・新設に関する42件の届出を受理し、内容の審査を行いました。

イ 歯科医師臨床研修修了者の登録に係る事務

歯科医師臨床研修修了者からの歯科医籍登録申請の受付、内容審査、厚生労働本省への進達及び歯科医師臨床研修修了登録証の交付を行っています。

○ 令和4年度：226件

（一〇メモ）～歯科医師臨床研修～

平成18年4月以降に歯科医師免許を取得し、診療に従事しようとする歯科医師は1年以上の臨床研修を受けることが、歯科医師法により義務付けられています。

「臨床研修は、歯科医師が、歯科医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、歯科医学及び歯科医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない。」との基本理念のもと、大学病院若しくは厚生労働大臣が指定した臨床研修施設が作成する研修プログラムに基づき研修が実施されます。

令和2年度末に制度改正が行われ、臨床研修の到達目標が大きく見直されました。これまで以上に地域医療や地域包括ケアシステムにおける多職種連携への対応、多様なニーズに対応できることを目標に組み込んでおり、新たな到達目標に沿った研修プログラムは令和4年度から順次実施されています。

10. 医師及び歯科医師の再教育研修について

（1）概要

医師・歯科医師は相対的欠格事由（免許を与えないことがある理由）に該当するか、医師・歯科医師として品位を損するような行為があったときは行政処分を受けます。行政処分を受けた方が再度、医師・歯科医師として業務を行おうとする際に「再教育研修」が必要となります。

東海北陸厚生局では、再教育の対象者が受けるべき研修に対しての相談対応や各種事務手続きに関する業務を行っています。

（2）実績

令和3年度	令和4年度
医師 2名・歯科医師 0名	対象者なし

（一〇メモ）～再教育研修～

医師法及び歯科医師法の一部改正（平成19年4月1日施行）により、行政処分を受けた医師及び歯科医師に対して再教育研修を実施することとされました。

医師・歯科医師は相対的欠格事由（免許を与えないことがある理由）に該当するか、医師・歯科医師として品位を損するような行為があったときは行政処分を受けます。行政処分の内容としては、戒告、医業停止、免許取消がありますが、このうち、戒告、医業の処分を受けた方が再度、医師・歯科医師として業務を行おうとする場合には「再教育研修」が必要となり、次のとおり「倫理研修」と「技術研修」があります。

- ① 倫理研修：医師・歯科医師としての倫理の保持に関する研修
- ② 技術研修：医師・歯科医師として具有すべき知識及び技能に関する研修

これら研修の実施形態として「団体研修」「個別研修」があり、受けた処分内容により、研修の方法や期間が指定されます。

- ① 戒告処分を受けた医師等：団体研修
- ② 医業停止等1年未満の処分を受けた医師等：団体研修（課題学習を含む）
- ③ 医業停止等1年以上の処分を受けた医師等及び再免許を受けようとする者：団体研修及び個別研修

なお、再教育の対象となるのは、戒告処分及び医業・歯科医業停止処分を受けたすべての医師・歯科医師並びに免許取消後に再免許を受けようとするすべての者です。

11. 看護師の特定行為研修について

(1) 概要

特定行為とは、看護師が医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書（指示書）により一定の診療の補助を行うことであり、21区分38行為が定義されています。平成31年から実施頻度が高い特定行為をパッケージ化した領域別パッケージ研修が可能になり、現在6つのパッケージ研修があります。特定行為を行う看護師は、厚生労働大臣が指定する研修機関において、一定の基準に適合する研修を受ける必要があります。特定行為研修を修了した看護師は、医師・歯科医師があらかじめ作成した手順書（指示書）によって、適時に特定行為を実施することができます。

東海北陸厚生局では全国の地方厚生局や地方自治体と協力しながら、主に以下の業務を行っています。

(2) 実績

ア 研修機関の新規指定や指定研修機関の取消しに関する審査と指導

研修機関の指定に係る研修計画等の内容審査と施設等の実地調査や指導を行っています。また、指定研修機関の取消しに関する審査も行っています。

令和4年度（件）	
新規指定	取消し
3	0

イ 指定研修機関の特定行為研修の新規開始や廃止に関する審査と指導

指定研修機関が新たな特定行為区分に関する特定行為研修を開始しようとする際に提出する承認申請書の審査と指導を行っています。また、特定行為研修の区分や行為の廃止に関する審査も行っています。

令和4年度（件）	
新規開始	廃止
20	0

ウ 指定研修機関の研修計画や施設等の変更に関する審査と指導

指定研修機関が、特定行為研修に関する計画を変更する際に提出する変更届や、特定行為研修を実施する施設等を、変更する際に提出する変更届に関する審査や指導を行っています（令和4年度：76件）。

エ 指定研修機関が提出する年次報告書の確認と指導

指定研修機関が毎年提出する年次報告書を確認し、必要に応じて指導を行っています。確認が終わった報告書は厚生労働本省に進達します（令和4年度：50件）。

オ 指定研修機関に対する実地調査と指導

指導特定行為研修における指導方法や評価等の統一や研修の質的向上を図るため、必要に応じて指定研修機関に対し書面調査とヒアリングを行い、研修計画や研修体制等の指導を行います（令和4年度：3件）。

カ 特定行為研修を修了した看護師に関する報告書の受理

毎年、指定研修機関から提出される特定行為研修を修了した看護師に関する報告書を受理し、その内容を確認し、まとめています（令和4年度：69件）。

キ 特定行為研修制度普及・啓発のための研修会の実施

特定行為研修制度普及・啓発のため、これから特定行為研修の受講を考えている方を対象に説明会を開催しました。

- 開催日：令和4年9月7日（水）
- 開催場所：Web開催
- 対象者：管理者、看護管理者、指導予定者、特定行為に携わる者等
- 開催規模：受講者約84名



令和4年度 看護師の特定行為研修の様子

（一口メモ）～特定行為研修～

団塊の世代が75歳以上を迎える2025年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により一定の診療の補助（例えば、脱水時の点滴（脱水の程度の判断と輸液による補正）など）を行う看護師を養成し、確保していく必要があります。

このため、その行為を特定し、手順書によりそれを実施する場合の研修制度を創設し、その内容を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことが、本制度創設の目的です。

12. 医薬品等製造業許可等について

（1）概要

業として医薬品等を製造する場合には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）に基づき、あらかじめ厚生労働大臣の許可を得る必要があります。厚生労働大臣の指定する医薬品等を製造する製造所の許可については地方厚生局長にその権限が委任されており、それ以外の医薬品等を製造する製造所の許可については、都道府県にその権限が委譲されています。

東海北陸厚生局では、これらの許可に関する申請書及び届出書について、所定の要件を満たしているかを審査しています。

（2）実績

令和5年3月31日現在 医薬品等製造業登録業者 18社（うち1社については、令和4年4月1日登録）

（再生医療等製品製造業登録業者1社及びみなし製造業登録事業者（再生医療等製品）1社を含む）

13. 心神喪失者等医療観察法について

（1）概要

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）において、厚生労働省は主として対象者の円滑な社会復帰を促進するため、必要な医療を行う役割を担っています。

東海北陸厚生局では、地方裁判所、保護観察所などの関係機関と密に連携しながら、次の業務を行っています。

(2) 実績等

ア 精神保健判定医、精神保健参与員候補者名簿の取りまとめ

毎年、精神保健判定医及び精神保健参与員の候補となる者に対して、その意思を確認し、必要な事務手続を行っています。

精神保健判定医・参与員候補者（令和5年3月31日現在）

	富山県	石川県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	管内計
判定医	12	17	12	21	49	18	129
参与員	4	7	2	17	22	17	69

イ 指定医療機関の指定、取消し、指導監査の実施

(ア) 指定入院医療機関

指定入院医療機関は「医療観察法」による入院処遇を担当するため、厚生労働大臣が指定した医療機関です。

管内の指定入院医療機関は、独立行政法人国立病院機構北陸病院（33床）、静岡県立こころの医療センター（12床）、独立行政法人国立病院機構東尾張病院（33床）、独立行政法人国立病院機構榊原病院（17床）、愛知県精神センター（17床）の計5医療機関です。（令和5年3月31日現在）

(イ) 指定通院医療機関

指定通院医療機関は「医療観察法」による入院によらない処遇（通院）を担当するため、厚生労働大臣が指定した医療機関です。

東海北陸厚生局管内の指定通院医療機関は、次のとおりです。

指定通院医療機関の現状（令和5年3月31日現在）

	富山県	石川県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	管内計
病院	7	5	10	18	20	11	71
診療所	0	2	1	0	0	0	3
薬局	10	8	38	19	24	3	101
訪問看護	4	4	7	8	30	8	62

(ウ) 指定医療機関一般指導監査について

指定入院医療機関については年に1回、また、指定通院医療機関については、5年ごとに監査を実施しています。

令和4年度は、指定入院医療機関5機関、指定通院医療機関10機関に対して指導監査を実施しました。

ウ 入院等の決定に伴う指定医療機関の選定並びに執行（移送）

東海北陸厚生局では、対象者の医療を行う指定医療機関（入院及び通院）の選定、入院処遇決定となった対象者の指定入院医療機関への移送等を行っています。

管内における指定医療機関の選定状況等は、次のとおりです。

指定医療機関の選定並びに執行（移送）

	令和3年度	令和4年度
指定通院医療機関の選定	39	20
指定入院医療機関の選定及び移送	17	26

エ 指定医療機関における医療提供に関する診療報酬の管理

指定医療機関における診療報酬審査請求事務は、社会保険診療報酬支払基金に委託して実施しています。また、東海北陸厚生局では診療報酬明細書の詳細な審査を行っています。支払実績は入院、通院併せて、次のとおりです。

診療報酬の支払実績 (単位：円)

	令和3年度	令和4年度
診療報酬支払実績	2,246,588,613	2,277,456,282
事務費相当分（再掲）	221,913	210,652

オ 入院中の対象者からの処遇改善請求に関する事務手続き

処遇改善請求は、心神喪失者等医療観察法の規定に基づく入院による医療を受けている者等が入院中の処遇を不服として、厚生労働大臣に対して、指定入院医療機関の管理者に、その処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることを請求する制度です。処遇改善請求があったときは、請求の内容が社会保障審議会において審査されます。東海北陸厚生局ではそれらに関する事務手続きを行っています。（令和4年度：1件）

（一〇メモ）～医療観察制度～

医療観察制度とは、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）に基づき、心神喪失又は心神耗弱の状態（精神障害のために善悪の区別がつかないなど、刑事責任を問えない状態）で、重大な他害行為（殺人、放火、強盗、強制性交、強制わいせつ、傷害）を行った人に対して、適切な医療を提供し、社会復帰を促進すること」を目的とした制度です。

食品衛生課

食品衛生課は、食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程承認施設の監視指導、食品等検査機関の登録及び監督、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく輸出水産食品取扱施設の認定及び衛生証明書の発行、健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の表示に関する業務を行っています。また、大規模食中毒が発生した際の国・自治体との連絡調整、食品の安全確保に関するリスクコミュニケーションの実施など、地域の皆様の食の安全と安心を確保するための役割を担っています。

1. 食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程承認施設の監視指導等について

(1) 概要

総合衛生管理製造過程とは、HACCPを導入した承認制度であり、従来から食品製造時に用いられていた一般的衛生管理を基礎とし、より高度に安全性を確保するために、平成7年の食品衛生法改正時に導入されました。対象食品は、乳、乳製品、食肉製品、魚肉練り製品、容器包装詰加圧加熱殺菌食品及び清涼飲料水です。

東海北陸厚生局では、事業者からの新規、変更、更新の申請内容の審査・承認及び承認施設への指導監督等を実施していました。なお、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）により、すべての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理の実施を求めることになったことから、当該制度については令和2年6月1日より廃止されることとなりました。ただし、当該制度は承認の有効期限の満了日（最長令和5年5月末）までは、なお、従前の例によることとなる経過措置がとられていました。

（一〇メモ）～ HACCP ～

HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point：ハサップ）とは、食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害要因をあらかじめ分析し、その結果に基づいて、重点的に管理する工程を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法です。

この手法は国連の国連食糧農業機関と世界保健機関の合同機関であるコーデックス委員会から発表され、各国にその採用を推奨している国際的に認められたものです。

(2) 実績

ア 東海北陸厚生局及び全国における総合衛生管理製造過程承認の状況

(令和5年3月31日現在)

食品の種類	施設数				品目数			
	東海北陸			全 国	東海北陸			全 国
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度
乳	9	6	0	15	13	9	0	20
乳製品	6	4	0	7	9	7	0	9
食肉製品	1	0	0	5	1	0	0	7
魚肉練り製品	1	1	0	0	1	1	0	0
容器包装詰加圧 加熱殺菌食品	1	0	0	0	1	0	0	0
清涼飲料水	8	2	2	3	14	4	4	7
合 計	26	13	2	30	39	21	4	43

イ 年度別新規承認等の状況

		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		施設数	品目数	施設数	品目数	施設数	品目数
承認	新 規	0	0	0	0	0	0
	変 更	1	1	0	0	0	0
	更 新	0	0	0	0	0	0
その他	申請の取下げ	0	0	0	0	0	0
	承認の返上・失効	8	10	12	18	9	17
	承認の取消し	0	0	0	0	0	0

ウ 立入検査の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数（品目数）	6（7）	1（1）	0（0）

2. 輸出食品に係る業務について

(1) 概要

令和2年4月1日施行の「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年11月27日法律第57号。以下「輸出新法」という。）」に基づき、衛生証明書（各国が求める衛生条件を証明する文書）の発行、輸出施設の認定及び立入検査を実施しています。

ア 輸出水産食品に関する業務（輸出国別の概要）

(ア) 韓国向け輸出水産食品

輸出新法に定められる要綱（開始通知：韓国向け輸出水産食品の取扱いについて（平成23年6月7日付食安発0607第1号））に基づいて、韓国へ輸出する水産食品（フグ類を除く冷凍食用鮮魚類頭部及びフグ類を除く冷凍食用鮮魚介類内臓）を加工する施設の認定等手続きや、必要に応じ認定施設の立入検査を実施するほか、衛生証明書の発行を行っています。

(イ) 中国向け輸出水産食品

輸出新法に定められる要綱（開始通知：中国向け輸出水産食品の取扱いについて（平成25年10月17日付食安発1017第1号））に基づいて、中国へ輸出する水産食品（食用の水産動物（活水産動物を除く。）及び藻類並びにそれらの加工品）を加工等する施設の認定等手続きや、必要に応じ認定施設の立入検査を実施するほか、都道府県等衛生部局及び地方厚生局にて衛生証明書の発行を行っています。

(ウ) 台湾向け輸出貝類

輸出新法に定められる要綱（開始通知：台湾向け輸出貝類の取扱いについて（平成29年12月22日付生食発1222第11号））に基づいて、台湾へ貝類及びそれらの加工品（乾燥品、塩蔵品、燻製品等）を輸出する際の衛生証明書の発行を令和4年6月30日まで行って行っていました。なお、当該業務は令和4年7月1日に地方農政局へ移管されました。

(エ) ブラジル向け輸出水産食品

輸出新法に定められる要綱（開始通知：ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて（平成21年6月22日付食安発0622005号））に基づいて、ブラジルへ輸出する水産食品（食用の水産動物及びそれらの加工品）を加工する施設の認定等手続きや、衛生証明書の発行及び認定された施設に対して、1年に1回以上の立入検査、指導等を実施しています。

(オ) EU向け輸出水産食品

輸出新法に定められる要綱（開始通知：対EU輸出水産食品の取扱いについて（平成21年6月4日付食安発第0603001号））に基づいて、EU諸国へ輸出する水産食品を加工等する施設の認定等手続きや都

道府県知事等及び地方厚生局が認定した施設に対して、6か月に1回以上の立入検査、指導等を実施しています。

(カ) 米国向け輸出水産食品

輸出新法に定められる要綱（開始通知：対米輸出水産食品の取扱いについて（平成20年6月16日付食安発第0616003号））に基づいて、米国へ輸出する水産食品を加工等する施設の認定等手続や都道府県等及び地方厚生局が認定した施設に対して、必要に応じて立入検査、指導等を実施しています。

イ 輸出食肉に関する業務

牛肉を米国へ輸出する場合は、輸出新法に定められる要綱（開始通知：対米食肉輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定について（平成2年5月24日付衛乳第35号））に基づいて、米国政府が規定する施設の構造設備、衛生管理及び検査等の要件に適合すること並びにこれらの適正な実施が米国政府の査察により確認されることが必要です。また米国と同様に、令和4年12月時点で、カナダ、香港、アルゼンチン、ウルグアイ、オーストラリア、台湾、アラブ首長国連邦、マカオ、タイ、EU等、メキシコ、シンガポール、ベトナム、ニュージーランド、フィリピン、カタール、インドネシア、ロシア等、バーレーン、ミャンマー、ブラジル、マレーシア及びサウジアラビアについて、それぞれ輸出牛肉に関する取扱い要綱が定められており、輸出の際には該当する輸出新法に定められる要綱に基づく施設認定及び取扱いが必要になります。

東海北陸厚生局では、食肉輸出施設の認定準備作業として申請者及び都道府県等との事前相談、認定に関する厚生労働本省との連絡調整、輸出先国担当者の査察の同行等を実施しています。さらに、施設が認定された場合には、輸出先国の要綱に基づき、月1回の定期的な立入検査を実施しています。その立入結果について都道府県等へ通知し、施設を指導するとともに、立入結果及び改善措置については、厚生労働本省へ報告しています。

東海北陸厚生局管内では1施設（岐阜県）が米国、カナダ、EU、香港、オーストラリア等への輸出食肉施設として認定されています。

ウ その他の輸出食品に関する業務

(ア) EU向けゼラチン及びコラーゲン

輸出新法に定められる要綱（開始通知：対EU輸出ゼラチン及びコラーゲンの取扱いについて（令和元年5月13日付生食発0513第1号））に基づいて、厚生労働本省が認定した施設に対して、1年に1回以上立入検査、指導等を実施しています。

(イ) シンガポール向け輸出家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品

輸出新法に定められる要綱（開始通知：対シンガポール輸出家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品の取扱いについて（令和元年5月31日付け生食発0531第6号・元消安第495号））に基づいて、厚生労働本省が認定した施設に対して、1年に1回以上立入検査、指導等を実施しています。

(ウ) 輸出食肉製品（EU等、シンガポール及び台湾向け）

食肉製品製造施設における衛生管理及び施設設備が要綱（開始通知：輸出食肉製品の取扱要綱（輸出新法（令和2年4月1日）による新規運用開始）の要件を満たしている場合は、当該施設を認定し、認定施設について、3年に1回以上立入検査、指導等を実施することとされました。なお、本要綱における認定要件は、各国向けの共通要件であるため、食肉製品を輸出するに当たって、必要に応じて輸出先国別に定めた輸出食肉製品の取扱要綱に基づく認定を受ける必要があります。

(2) 実績

ア 輸出水産食品

(ア) 衛生証明書の発行件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
韓国向け輸出水産食品	367	358	408
中国向け輸出水産食品	144	63	47
台湾向け輸出貝類	0	0	1
ブラジル向け輸出水産食品	0	0	15

(イ) 施設認定の件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
EU向け輸出水産食品施設	2	0	0
米国向け輸出水産食品施設	2	0	0
韓国向け輸出水産食品施設	4	2	0
中国向け輸出水産食品施設	10	0	3
ブラジル向け輸出水産食品施設	0	0	0

(ウ) 立入検査の件数

	施設数	立入検査件数		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
EU向け輸出水産食品施設	4	4	8	8
米国向け輸出水産食品施設	8	8	5	6
韓国向け輸出水産食品施設	50	2	2	0
中国向け輸出水産食品施設	103*	1	42	5
ブラジル向け輸出水産食品施設	3	5	4	3

*令和5年6月30日現在の東海北陸厚生局が施設認定機関となる施設数を示します。

イ 輸出食肉
立入検査の件数

	施設数	立入検査件数		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
食肉輸出認定施設 (米国向け等)	1	9	10	13

* 令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため立入を中止し、食肉衛生検査所による施設の点検結果を確認することにより実施した月があります。また、立入検査の件数には、年1回実施している食肉衛生検査所に対する立入検査件数も含まれます。

ウ その他の輸出食品
(ア) 立入検査の件数

	施設数	立入検査件数		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
EU向けゼラチン及び コラーゲン認定施設	2	2	2	2

(イ) 立入検査の件数

	施設数	立入検査件数		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
シンガポール向け輸出家きん肉、家 きん肉製品、家きん卵製品認定施設	1	1	1	1

(ウ) 立入検査の件数

	施設数	立入検査件数		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
輸出食肉製品（シンガポール 及び台湾向け）	1	0	0	1

3. 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録及び監督について

(1) 概要

食品衛生法の規定により、食品衛生に係る検査を実施する検査機関が厚生労働大臣の登録を受けるためには、登録の基準（食品衛生法第33条第1項）に適合するとともに、製品検査の業務管理の基準（食品衛生法施行規則第40条）に規定される方法で製品検査を実施しなければなりません。

東海北陸厚生局では、検査機関の登録、立入検査、指導監督、業務規程認可、適合命令等の業務を実施しています。

管内の登録検査機関は、管内を本部とする登録検査機関が12機関（うち1機関は2施設）、本部を他局に持つ登録検査機関の施設が3施設で、合計15機関・16施設となっています（令和5年3月現在）。

（一口メモ）～ 製品検査 ～

厚生労働大臣や都道府県知事が食品衛生上の危害の発生を防止するため、必要があると認めるとき、それらの命令によって実施される検査等をいいます。

例えば、食品を輸入しようとする場合に食品衛生法違反の可能性が高いと判断されるものについて、厚生労働大臣の命令により輸入事業者が食品衛生法に基づく登録検査機関に依頼して実施する検査があります。

(2) 実績

ア 新規登録等の状況（件数）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
登 録	新 規	0	1	0
	更 新	3	0	0
業 務 規 程	新規認可	0	1	0
	変更認可	4	6	4
製品検査業務の休止または廃止		1	0	0

イ 立入検査の実績（件数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件 数	18	15	18

ウ 登録検査機関業務管理担当者研修会の開催

前年度の立入検査で確認された指摘事項について、管内の登録検査機関の担当者にフィードバックし、信頼性確保の自主的な改善を促しています。

なお、令和2年度から令和4年度は書面開催に変更して実施しています。

4. 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の規制の監視指導について

(1) 概要

「健康増進法」において食品の広告等が健康保持増進効果について、著しく事実と異なる表示または著しく人を誤認させるような表示を行ってはならないと規定されています。

東海北陸厚生局では、都道府県等と連携して事業者の指導を実施しています。

(2) 実績（件数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自治体における監視指導	73	125	65
行政措置	0	0	0

地域包括ケア推進課

地域包括ケア推進課は、地域包括ケアシステムの構築を図るため、市町村が関係者との協力により進めている、住民同士の助け合いを含め多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組、医療と介護の連携、認知症施策の推進等について、その充実に向けた支援を行っています。

1. 東海北陸厚生局地域包括ケア推進本部の設置・運営について

(1) 概要

東海北陸厚生局では地域包括ケア推進課が設置された平成28年度から、東海北陸厚生局内の関係課等で組織する東海北陸厚生局地域包括ケア推進本部を設置し、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に資する具体的な支援を実施する方針に係る意見交換・情報共有する会議を開催しています。

(2) 実績

令和4年度は、9月26日、3月10日の2回開催しました。

東海北陸厚生局長の委嘱を受けた3名の参与の出席を得て、幅広い知識、経験に基づく意見交換を行っています。

2. 地域支援事業の実施状況の把握、助言、支援、情報共有について

(1) 概要

管内6県を通じて、各市町村における地域支援事業の実施状況や実施に当たった課題等について把握し、厚生労働省老健局と連携を図りながら、必要な助言、支援及び情報共有を行っています。

(2) 実績

ア 地域支援事業の「介護予防・日常生活支援総合事業」等の実施に課題を抱える次の自治体に対して、厚生労働省老健局、県とともに伴走的支援を行いました。（地域づくり加速化事業、介護予防活動普及展開事業）

・富山県高岡市

- 石川県野々市市
- 岐阜県関市
- 静岡県富士市
- 三重県津市

【静岡県富士市の伴走的支援の様子】



また、管内県、市町村を対象として「地域づくり加速化事業東海北陸ブロック研修会」を1月30日に開催し、令和3年度に厚生労働省伴走支援を受けた静岡県富士宮市、静岡県西伊豆町及び三重県紀北町より支援による取組とその効果について事例発表をしていただき、質疑応答などを行いました。

【東海北陸ブロック研修会の様子】



イ 地域支援事業交付金の交付申請、実績報告書等を審査し、管内6県に対して市町村支援に必要な助言を行いました。

7月：令和3年度実績報告取りまとめ、当初交付申請とりまとめ

9月：当初交付決定

11月：過年度再確定取りまとめ

1月：調整交付金算定額調べ取りまとめ、変更交付申請に係る事前協議取りまとめ

2月：変更交付申請取りまとめ

3月：変更交付決定

3. 認知症施策の普及・啓発、実施状況の把握、情報共有について

(1) 概要

認知症施策推進大綱に基づく認知症施策についての推進を図ることを目的に、自治体協力による職域における認知症サポーター養成講座の実施と、管内6県の認知症施策に係る県の担当者等の参加の下、情報の共有、意見交換を実施しています。

(2) 実績

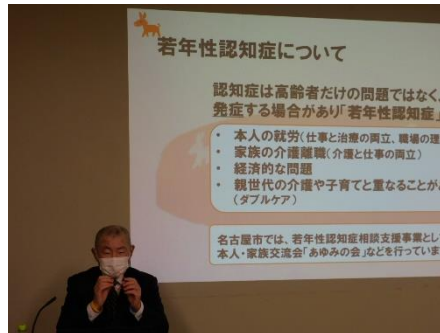
令和4年度は、次のとおり開催しました。

10月：「認知症施策の推進に係る意見交換会」（オンライン会議）

11月：「認知症サポーター養成講座」（オンライン会議）

3月：「若年性認知症支援コーディネーター意見交換会」（オンライン会議）

【認知症サポーター養成講座の様子】



4. 地域医療介護総合確保基金に関する業務について

(1) 概要

地域医療介護総合確保基金に基づく人材確保等事業について、管内6県における実施状況や課題等に対し、必要な助言及び支援を行っています。

(2) 実績

当該基金の残高、執行状況、令和4年度の見込量（所要額）に係る調査を行い、当該基金を活用した事業の実施状況や課題等について把握し、必要な助言及び支援を行いました。

6月：令和4年度分の国庫補助協議等取りまとめ

10月：内示（厚生労働本省にて一括実施）

1月：追加内示（厚生労働本省にて一括実施）

- 2月：追加内示（厚生労働本省にて一括実施）
- 3月：交付決定

5. 東海北陸管内6県との意見交換会の開催運営について

(1) 概要

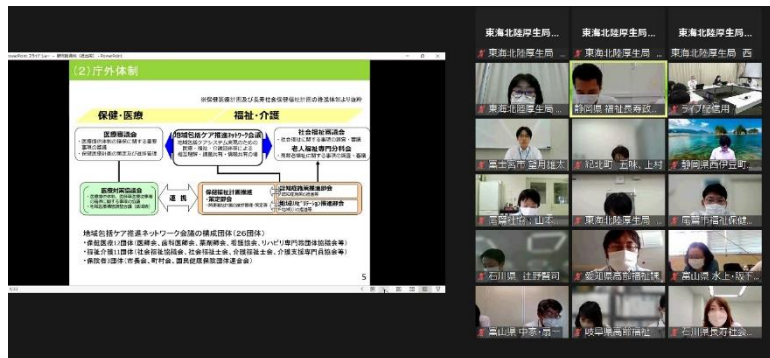
管内6県及び市町村における地域包括ケアシステム構築に関する取組の支援を行うことを目的に、重要な個別テーマに関する支援方策等について、意見交換・情報共有を行う会議を開催しています。

(2) 実績

令和4年度は、次のとおり開催しました。

- 5月 「介護予防・総合事業、生活支援体制整備等に係る意見交換会」
(オンライン会議)
- 8月 「在宅医療・介護連携の推進に係る意見交換会」(オンライン会議)

【介護予防・総合事業、生活支援体制整備等に係る意見交換会の様子】



6. 地域包括ケアシステムの推進に向けた会議等への対応について

(1) 概要

地域包括ケアシステムの推進などを目的に、東海北陸厚生局の職員が県・市町村及び関係団体等が主催する会議・意見交換会、研修会等に参加し、行政説明や助言等を行っています。

(2) 主な実績

実施日	研修会等の名称	依頼機関	内容
11月4日	国保・高齢者医療・保健・介護担当課長・保健師合同研修会	三重県国民健康保険団体連合会	行政説明

12月22日 12月23日 1月13日 1月18日 1月23日	岐阜圏域在宅医療・介護連携推進研究会 (岐阜圏域) (飛騨圏域) (西濃圏域) (東濃圏域) (中濃圏域)	岐阜県	行政説明
1月16日	令和4年度愛知県社会福祉協議会高齢者部 会地域包括・在宅介護支援センター関係職 員研修会	愛知県社会 福祉協議会	行政説明
2月4日	岐阜県認知症地域支援推進員研修会	岐阜県	行政説明

7. 介護保険事業（支援）計画に関する業務について

(1) 概要

介護保険事業（支援）計画の策定に関する進捗状況、策定に当たっての課題等について、管内6県を通じて把握し、市町村に必要な助言を行っています。

(2) 実績

令和4年度は、12月及び1月（富山県：12月13日、三重県：12月21日、石川県：12月23日、静岡県：1月11日、岐阜県：1月24日、愛知県：1月27日）に6県に対して、第8期介護保険事業（支援）計画の進捗管理の状況について、都道府県における管内保険者に関する把握状況や支援状況を確認し、必要な助言を行いました。

8. 高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施の把握、情報共有について

(1) 概要

管内6県及び広域連合等を通じて、各市町村における高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施の実施状況や実施に当たっての課題等について把握し、厚生労働省保険局と連携を図りながら、情報共有及び支援を行っています。

(2) 実績

- ア 管内で先進的な取組をしている静岡県小山町、愛知県小牧市に対してヒアリングを実施し、その取組事例を厚生労働省ホームページに掲載しました。
- イ 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る東海北陸厚生局管内6県担当者意見交換会」を実施し、上記取組の発表や県、後期高齢者医療広域連合及び国民健康保険団体連合会担当者との意見交換会を行いました。

ウ 後期高齢者医療特別調整交付金の事業計画書を審査し、管内 6 県に対して市町村支援に必要な助言を行いました。

9月：事業計画書とりまとめ、令和3年度実績報告書とりまとめ

2月：変更事業計画書とりまとめ

9. 他省庁との連携による研修会等の開催について

(1) 概要

管内 6 県及び市町村が地域包括ケアシステムの構築を推進するに当たり、地域の実情を踏まえて、よりきめ細やかに地域支援事業の推進を支援するため、関係省庁と連携して、研修会・セミナーを開催しています。

(2) 実績

令和4年度は、中部地方整備局、中部経済産業局、東海農政局と連携して取り組みました。

【中部地方整備局との連携】

○第11回 中部ブロック居住支援に係る勉強会（9月28日）

○中部ブロック居住支援協議会に係る連絡調整会議（3月22日）

【中部経済産業局との連携】

○中部地域 地域版協議会ネットワーク会議（5月20日）

○中部医療産業化ネットワーク支援会議（2月28日）

【東海農政局との連携】

○農福連携に関する取組事例紹介（2月28日以降動画配信）

10. 老人保健健康増進等事業について

(1) 概要

老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費補助金）は、高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等に関わる先駆的、試行的な事業に対して補助を行い、老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の基盤の安定化に資することを目的とする補助金事業です。

(2) 実績

○令和4年度 老人保健健康増進等事業

標題・【実施主体】	内容	成果・目標
1 海拔ゼロメートル地帯における南海トラフ地震時情報、気象災害特別警報発令時の高齢者介護施設の対応に関する調査研究 【学校法人愛知医科大学】	海拔ゼロメートル地帯における被災では、津波・高潮・洪水による長期浸水が生じ、多数の施設環境悪化は長期化し、業務継続が困難になることから、被災前からの事前避難基準を含めた業務継続計画（BCP）の作成が必要である。 このため、ゼロメートル地帯を広域に有する濃尾平野市町村をモデル地域とし、高齢者介護施設、市町村、保健所、医療機関による検討委員会を設置し、各施設に対するアンケート調査・分析を行い、南海トラフ地震時情報、気象災害特別警報発令時における湛水地域内高齢者介護施設用 BCP モデルを作成するとともに、各施設に対する普及を図る。	海拔ゼロメートル地帯を広域に有する濃尾平野市町村をモデル地域とし、高齢者介護施設・市町村による検討委員会を設置して、高齢者介護施設を含めたハザードマップ作成による施設被害想定の確認と、各施設に対するアンケート調査・分析を行った。 近年の災害において被災経験のある高齢者介護施設の現地調査を行った上で、南海トラフ地震時情報・気象災害特別警報発令時を含めた湛水地域内高齢者介護施設用 BCP モデルを作成し、各施設に普及を図った。
2 移動支援等の地域包括ケアの推進に向けた制度横断的取組に関する調査研究 【三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社】	令和3年度に実施された市区町村アンケート調査によれば協議体や地域ケア会議などにおいて、高齢者の移動支援の確保についての問題提起が「ある」と回答した市町村は約8割にのぼるのに対し、実際に総合事業を活用した移動支援・送迎の取組のある市町村は3割程度に留まっている（令和3年度老人保健健康増進等事業（医療経済研究機構）で実施した市区町村アンケート調査結果）。 このため、東海北陸厚生局管内の現状や問題認識、取組状況などは関係者を対象としたアンケート調査やヒアリング調査を実施して把握。自治体の福祉部局と運輸部局担当者が参加するセミナーを実施し、高齢者の移動支援の確保のための施策を推進する。	東海北陸厚生局管内の現状や問題認識、取組状況などについて既存のアンケート調査結果の分析を行うとともに、東海北陸厚生局管内における先進事例を対象としたヒアリング調査を実施し、取組創出に資する情報を整理した。 東海北陸厚生局管内で既に総合事業を活用した移動支援の取組等を実施している複数の市町村とアドバイザーを交えた交流会を開催し、各市町村が抱えている課題や取組内容について市町村間で共有するとともに、必要に応じてアドバイザーから助言を行うことで、取組を始めている市町村の課題解決や更なる推進に向けた後押しを図った。 市町村の総合事業担当者及び公共交通担当者等を対象としたセミナーを実施し、制度横断的な視点から本事業の成果を広く周知した。

保険年金課

保険年金課は、東海北陸厚生局管内における全国健康保険協会支部、健康保険組合、厚生年金基金、確定給付企業年金及び確定拠出年金（企業型）に対する指導監督や認可・承認等に関する業務を行っています。

1. 全国健康保険協会に係る業務について

(1) 概要

健康保険制度は、相互扶助の精神のもとに、疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

全国健康保険協会は、主に中小企業で働く従業員やその家族を加入者とする健康保険事業を運営しています。

東海北陸厚生局では、健康保険法に基づく全国健康保険協会からの申請書（滞納処分及び全国健康保険協会が行う立入検査）の認可、報告の徴収及び実地監査（立入検査）を行っています。

(2) 対象（令和5年3月31日現在）

全国健康保険協会支部数 …… 6支部

(3) 実績

ア 認可申請書等の処理件数

（単位：件）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
滞納処分の認可	0	0	0
立入検査の認可	8	0	0

イ 実地監査（立入検査）件数

（単位：支部）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実地監査（立入検査）	2	1	3

ウ 令和4年度立入検査結果内訳（実施数：3支部）

（単位：支部）

監査実施項目	指摘あり	指摘なし
組織の全般に関する事項	0	3
会計事務に関する事項	0	3
健康保険業務に関する事項	0	3
個人情報保護に関する事項	0	3
医療費適正化に関する事項	0	3

2. 健康保険組合に係る業務について

（1）概要

健康保険組合は、厚生労働大臣の認可を受けて単独の企業や同業種の複数の企業が共同で設立し、健康保険事業を運営する公法人です。

東海北陸厚生局では、健康保険法に基づく健康保険組合からの規約変更申請書等の認可、規約変更届出書等の受理、厚生労働大臣への提出書類の受理・回付、公法人証明・印鑑証明等の業務及び実地監査を行っています。

（2）対象（令和5年3月31日現在）

健康保険組合数 …… 181組合

（3）実績

ア 認可申請書等の処理件数

（単位：件）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
規約変更申請書等の認可(※1)	222	248	213
規約変更届出書等の受理(※2)	1,000	1,372	1,224
厚生労働大臣への提出書類の受理・回付	2,698	2,708	2,733
公法人証明・印鑑証明	283	210	206

（※1）規約変更申請書等の認可：滞納処分等の認可、任意包括加入・脱退の認可、規約変更の認可（事業所編入・削除・その他）、一般保険料率の変更の認可、組合債の認可、重要財産処分等の認可、保険医療機関との割引契約の認可、承認健康保険組合の承認

（※2）規約変更届出書等の受理：追加更正予算の届出、介護保険料率の届出、一般保険料率変更の届出（調整保険料率との合計に変更のない場合）、認可を要しない規約変更の届出、組合債に係る変更等の届出、理事長の就・退職の届出、規程の届出（制定、変更、廃止）など

イ 実地監査件数

(単位：組合)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実地監査	21	30	27

ウ 令和4年度実地監査結果内訳（実施数：27組合）

(単位：組合)

監査実施項目	指摘あり	指摘なし
全般的な事項	0	27
事業運営に関する事項	22	5
個人情報保護に関する事項	22	5
医療費適正化に関する事項	2	25
適用・保険料に関する事項	6	21
保険給付に関する事項	3	24
保健事業に関する事項	6	21
財務に関する事項	16	11
その他	7	20

3. 厚生年金基金に係る業務について

(1) 概要

厚生年金基金は、企業の事業主が厚生労働大臣の認可を受けて母体企業とは別の法人格を持った公法人である厚生年金基金を設立し、国の老齢厚生年金の一部を代行するとともに、独自の上乗せ給付を併せて支給することにより、加入員の老後における生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした制度です。

これまで、東海北陸厚生局では、厚生年金保険法に基づき厚生年金基金に係る規約変更申請書等の認可、規約変更届出書等の受理、厚生労働大臣への提出書類の受理・回付、公法人証明・印鑑証明等の業務及び実地監査を行ってきました。

当局管内の厚生年金基金は、令和4年度中に解散厚生年金基金の清算手続きが完了したことから、0基金となりました。

(2) 対象（令和5年3月31日現在）

厚生年金基金数 …… 0基金

(3) 実績

○認可申請書等の処理件数

(単位：件)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
規約変更認可申請書等の認可	0	0	0
規約変更届出書の受理	0	0	0
厚生労働大臣への提出書類の受理・回付	19	3	3
公法人証明・印鑑証明	3	3	0
解散又は他制度へ移行	0	0	0

(一〇メモ) ～厚生年金基金制度の見直し～

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)により、厚生年金基金制度が次のとおり見直しがされ、平成26年4月1日から施行されました。

- (1) 施行日以降は厚生年金基金の新設は認めない。
- (2) 施行日から5年間の時限措置として特例解散制度を見直し、分割納付における事業所間の連帯債務を外すなど、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。
- (3) 施行日から5年以降は、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、解散命令を発動できる。
- (4) 上乗せ給付の受給権保全を支援するため、厚生年金基金から他の企業年金等への積立金の移行について特例を設ける。

4. 確定給付企業年金に係る業務について

(1) 概要

確定給付企業年金は、労使合意の年金規約に基づき、事業主と信託会社や生命保険会社等とが契約を結び、母体企業の外で年金資産を管理、運用し、年金給付を行う「規約型」と母体企業とは別の法人格を持った企業年金基金を設立した上で、企業年金基金において年金資産を管理運用し、年金給付を行う「基金型」があります。

東海北陸厚生局では、確定給付企業年金法に基づく規約認可(承認)申請書及び規約変更申請書の認可(承認)、規約変更届出書等の受理、厚生労働大臣への提出書類の受理・回付、公法人証明・印鑑証明等の業務及び監査を行っています。

(2) 対象（令和5年3月31日現在）

確定給付企業年金数 1,602 企業年金
① 規約型 … 1,508 規約
② 基金型 … 94 基金

(3) 実績

ア 認可申請書等の処理件数

（単位：件）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
規約（変更）認可申請書等の認可（承認）	253	252	272
規約変更届出書の受理	600	493	741
厚生労働大臣への提出書類の受理・回付	1,680	1,624	1,517
公法人証明・印鑑証明	124	84	109

イ 監査件数

（単位：企業年金）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
書面監査	136	136	144
実地監査	11	12	13

ウ 令和4年度監査結果内訳（実施数：157 企業年金）

（単位：企業年金）

監査実施項目	指摘あり	指摘なし
加入者に関する事項	7	150
代議員会に関する事項	0	157
理事会に関する事項	5	152
庶務・事務組織に関する事項	7	150
監事監査に関する事項	0	157
財務及び会計に関する事項	0	157
掛金に関する事項	0	157
年金給付に関する事項	1	156
資産運用に関する事項	16	141
個人情報保護に関する事項	0	157
特定個人情報の取扱いに関する事項	25	132
情報開示に関する事項	18	139

5. 確定拠出年金（企業型）に係る業務について

（1）概要

確定拠出年金は、事業主又は加入者が拠出した掛金を加入者が自己責任において運用の指図を行い、高齢期において、その結果に基づいた給付を受けることができるようにする制度で、厚生年金保険の適用事業所の事業主が単独又は共同して実施する「企業型」と国民年金基金連合会が実施する「個人型」があります。

東海北陸厚生局では、確定拠出年金法に基づく企業型の規約承認（変更）申請書の承認、規約変更届出書等の受理等の業務を行っています。

（2）対象（令和5年3月31日現在）

確定拠出年金（企業型）規約数 …… 864規約

（3）実績

○承認申請書等の処理件数

（単位：件）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
規約変更承認申請書等の承認	251	264	323
規約変更届出書の受理	133	96	151

管理課

管理課は、東海北陸厚生局管内における、保険医療機関等の指導監査業務等を所掌している指導部門（管理課、医療課、調査課、指導監査課及び事務所。以下「指導部門」という。）の事務に関する総合調整を行うとともに、特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明及び医療保健業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明に関する業務、国民健康保険の保険者等や審査支払機関に対する指導・監督等を行っています。

1. 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明に関する業務について

（1）概要

特定医療法人とは、租税特別措置法に基づき、財団又は持ち分の定めのない団体の医療法人が税法上の承認を国税庁長官から受けることにより、承認後に終了する各事業年度において、法人税率（通常は23.2%）が軽減税率（19%）の適用を受ける医療法人のことです。

東海北陸厚生局では、特定医療法人として法人税率の軽減の適用を受ける要件のうち、直近に終了した事業年度について、租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書の交付を行っています。

（2）実績

（単位：件）

業務内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
証明件数	44	43	42

2. 医療保健業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明に関する業務について

（1）概要

法人税法施行令第5条第1項第29号ヲにおいて①非営利型の一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会で、一定の基準を満たしたもののについて、また、同号ヨにおいて②一般社団法人及び一般財団法人のうち、

無料低額な診療並びに病院事業を行う法人で、一定の基準を満たしたものについて、平成20年度税制改正により、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除外されることとなっています。

ア オープン病院事業法人

一般社団法人（非営利型）である医師会又は歯科医師会で、いわゆるオープン病院を開設する法人が行う医療保健業を、収益事業の範囲から除外するに当たっては、法人税法施行規則第5条第6号の規定により、一定の基準を満たしていることについて厚生労働大臣の証明が必要です。

東海北陸厚生局では、この基準を満たしているオープン病院事業法人であることの証明書の交付を行っています。

イ 福祉病院事業法人

法人税法に規定する公益法人等のうち一般社団法人及び一般財団法人が行う医療保健業を収益事業の範囲から除外するにあたっては、法人税法施行規則第6条第4号及び第7号の規定により、一定の基準を満たしていることについて厚生労働大臣の証明が必要です。

東海北陸厚生局では、この基準を満たしている福祉病院事業法人であることの証明書の交付を行っています。

(2) 実績

証明書交付件数

(単位：件)

業務内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
オープン病院事業法人	10	10	10
福祉病院事業法人	1	1	1

3. 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会が行う業務に係る助言、指導監督について

(1) 概要

国民健康保険は、原則として健康保険法等に基づく被用者保険及び後期高齢者医療制度の適用者以外の国民を被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする制度です。

国民健康保険事業の運営主体となる保険者は、都道府県、市町村と国民健康保険組合です。また、国民健康保険団体連合会とは、国民健康保険法第83条に基づき、保険者がその目的を達成するため、共同して設立する組織です。

東海北陸厚生局では、国民健康保険の保険者等である県、市町村、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会に対し、国民健康保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化、医療費の適正化及び保健事業の推進に努めるよう助言・指導監督を行っています。

(2) 対象

東海北陸厚生局管内各県・各市町村、国民健康保険組合及び各県国民健康保険団体連合会

(3) 実績

令和3年度	令和4年度
富山県（10月）	富山県（10月） 富山県国民健康保険団体連合会（10月）
石川県（書面） 石川県国民健康保険団体連合会（書面）	石川県（9月）
岐阜県（11月） 岐阜県国民健康保険団体連合会（11月）	岐阜県（10月） 羽島市（10月）
静岡県（7月） 静岡県国民健康保険団体連合会（7月）	静岡県（11月） 熱海市（11月）
愛知県（1月） 海部郡大治町（1月）	愛知県（1月） 愛知県国民健康保険団体連合会（12月）
三重県（12月） 桑名郡木曾岬町（12月）	三重県（12月） 三重県国民健康保険団体連合会（12月）

4. 後期高齢者医療広域連合が行う業務及び市町村が行う後期高齢者医療制度に関する業務の助言、指導監督について

(1) 概要

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者の方などを対象として、平成20年4月に創設された医療保険制度です。制度の運営は、各都道府県単位ですべての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が行っています。

東海北陸厚生局では、管内各県、各後期高齢者医療広域連合、各市町村並びに

各県国民健康保険団体連合会に対する助言及び指導監督を行っています。

(2) 対象

東海北陸厚生局管内各県、各後期高齢者医療広域連合、各市町村並びに各県国民健康保険団体連合会

(3) 実績

令和3年度	令和4年度
富山県（10月） 富山県後期高齢者医療広域連合（10月）	富山県（10月） 富山県後期高齢者医療広域連合（10月）
石川県（書面） 石川県国民健康保険団体連合会（書面） 石川県後期高齢者医療広域連合（書面）	石川県（9月） 石川県後期高齢者医療広域連合（9月）
岐阜県（11月） 岐阜県国民健康保険団体連合会（11月） 岐阜県後期高齢者医療広域連合（11月）	岐阜県（10月） 羽島市役所 岐阜県後期高齢者医療広域連合（10月）
静岡県（7月） 静岡県国民健康保険団体連合会（7月） 静岡県後期高齢者医療広域連合（7月）	静岡県（11月） 静岡県後期高齢者医療広域連合（11月）
愛知県（1月） 愛知県後期高齢者医療広域連合（12月）	愛知県（1月） 愛知県後期高齢者医療広域連合（12月）
三重県（12月） 三重県後期高齢者医療広域連合（12月）	三重県（12月） 三重県後期高齢者医療広域連合（12月）

5. 社会保険診療報酬支払基金が行う業務の監督について

(1) 概要

社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）では、保険医療機関及び保険薬局から提出された被用者保険（国及び地方の公務員や会社の従業員などの被保険者及びその被扶養者である家族が加入）及び公費等に係る診療報酬の審査・支払業務を行っています。

東海北陸厚生局では、社会保険診療報酬支払基金法に基づき、支払基金の行う業務の適正かつ効率的な運営を確保することを目的として、管内6県の審査委員会事務局の監査を実施しています。

（一口メモ）～審査・支払業務～

被用者保険に加入している被保険者や被扶養者である家族が、病気になったりケガをしたりして保険医療機関で治療を受けると、その医療費は患者負担分を除き「診療報酬」という形で保険医療機関等から支払基金に請求されます。

支払基金は保険医療機関等から請求された診療報酬について、明細書の内容を審査した後、各保険者（全国健康保険協会、健康保険組合及び共済組合など）に診療報酬を請求し、各保険医療機関等に支払を行います。

（2）実績

令和3年度	令和4年度
富山支部（10月）	三重審査委員会事務局（1月）
岐阜支部（11月）	愛知審査委員会事務局（2月）

※社会保険診療報酬支払基金は、昭和23年9月に社会保険診療報酬支払基金法に基づいて設立された法人（平成15年10月1日から民間法人）で、東京都に本部を設置しています。また、組織改革により令和4年10月1日からは、各都道府県に設置されていた支部を廃止したうえで、全国14か所の審査事務センター・分室を設置するとともに、各都道府県の審査委員会の審査補助を担う拠点として審査委員会事務局を設置しています。

医療課

医療課は、東海北陸厚生局管内事務所等が行う業務に関する事務の指導監督や、特定機能病院及び臨床研究中核病院に対し医療法第25条第3項の規定に基づく立入検査などを実施しています。

1. 東海北陸厚生局管内（6県）事務所が行う業務に関する事務の指導及び監督について

（1）概要

ア 東海北陸厚生局管内6県に所在する事務所（愛知県にあっては指導監査課）の行う業務（保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督など）に関する事務の指導・監督を行っています。

イ 特に、事務所等が保険医療機関等及び保険医等に対して行う保険診療、保険請求等に関する指導及び監査業務について、適切かつ円滑に実施できるよう、厚生労働本省とも連絡調整のうえ、指導・監督を行っています。

ウ 事務所等が単独で指導を実施することが困難な特殊又は大規模な事案及び監査については、業務を円滑に実施できるよう、医療課も共同して実施しています。

（2）実績

以下の会議等を開催し、事務所・指導監査課に対する事務の指導・監督を行いました。

○事務所長会議	令和4年4月22日、令和4年10月21日
○指導医療官事務打合せ	令和4年9月22日
○保険指導薬剤師事務打合せ	令和4年11月29日
○保険指導看護師及び 適時調査担当者事務打合せ	令和5年1月10日
○業務指導	令和4年10月3日～令和4年11月21日

2. 医療法に基づく立入検査について

(1) 概要

- ア 承認を受けた特定機能病院又は臨床研究中核病院が、法令に定められている人員及び構造設備等を有し、それぞれ適正な管理が行われているかを医療法第25条第3項に基づき、原則として1年に一度立入検査を実施しています。
- イ 医療事故等が発生した場合において、特定機能病院及び各自治体等から速やかな情報収集と指導・助言を実施しています。

(一〇メモ) ～特定機能病院・臨床研究中核病院～

○特定機能病院

特定機能病院は、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び評価並びに高度の医療に関する研修を実施する能力を備えた病院としてふさわしい人員配置、構造設備等を有するものとして、厚生労働大臣の承認を受けた医療機関です。

現在、全国で88の病院が承認されており、当局管内では12の病院が承認されています。(令和5年3月31日現在)

○臨床研究中核病院

日本発の革新的医薬品・医療機器の開発などに必要となる質の高い臨床研究を推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的な役割を担う病院が臨床研究中核病院として医療法上に位置づけられています。

特定臨床研究(厚生労働省令で定める基準に従って行う臨床研究)に関する計画を立案、実施する能力を備えた病院としてふさわしい人員配置、構造設備等を有するものとして、厚生労働大臣の承認を受けた医療機関です。

現在、全国で15の病院が承認されており、当局管内では1病院が承認されています。(令和5年3月31日現在)

(2) 実績

立入検査の実績については、次のとおりです。

ア 実施施設 11施設

イ 実施結果

- ① 文書による指導事項のあった施設 : 5施設
② 口頭による指導事項のあった施設 : 10施設

【①・②の内訳】

	指導事項等	指導事項数
1	医療に係る安全管理のための指針	—
2	医療に係る安全管理のための委員会	5
3	医療に係る安全管理のための従業員研修	2

4	医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策等	2
5	患者からの相談に適切に応じる体制の確保	4
6	院内感染防止対策	2
7	医薬品に係る安全管理のための体制の確保	2
8	医療機器に係る安全管理のための体制の確保	2
9	平成 28 年、平成 30 年及び令和 3 年改正省令事項等 (病院の管理・運営に関する事項、高難度新規医療技術に関する事項等)	1
10	血液製剤・輸血に係る管理体制	6
11	職員健康診断	3
12	特定臨床研究適正実施体制	—
13	その他	—

ウ 医療事故等情報の収集・助言等

令和 4 年度は、管内の特定機能病院から 2 件の医療事故等の報告を受け、情報収集を行いました。これらについて、厚生労働本省へ情報提供するとともに必要に応じて、助言等を行いました。

調査課

調査課は、指導部門の業務を効率的・効果的に行うための調査、情報の管理及び分析並びにその結果の提供に関することや指導部門の保有する情報の公開の調整を行っています。

また、指導部門の所掌事務に係る訴訟対応を行っています。

1. 保険医療機関等に関する業務処理等を効率的に行うための情報の管理について

(1) 概要

ア 保険医療機関等管理システムを活用した事務の支援及び情報の管理を行っています。

(一〇メモ) ～保険医療機関等管理システム～

保険医療機関等及び保険医等からの指定・変更申請等に係る事務処理、指導監査、保険医療機関等の施設基準に係る届出をデータベース化し、関係団体への報告等を円滑に進めるためのシステムです。

イ 保険医療機関及び保険医療養担当規則等で定める定例報告に係る準備作業等を行っています。

(一〇メモ) ～定例報告～

保険医療機関等が、厚生労働大臣が定める事項について地方厚生局長に対し、定期的（毎年7月1日現在）に行う報告です。

ウ 東海北陸厚生局管内の保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に関する情報（指定状況等）をホームページに公開する業務を行っています。

(2) 実績

東海北陸厚生局ホームページに公開する情報については、毎月、更新業務を行い、掲載しています。



(https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shitei.html)

2. 指導部門が保有する情報の公開の調整について

(1) 概要

指導部門の保有する行政文書の公開に係る調整を行っています。

(2) 実績

令和4年度における開示請求件数は 62 件で、結果は全件開示（部分開示を含む）でした。

3. 指導部門の訴訟に関する業務について

(1) 概要

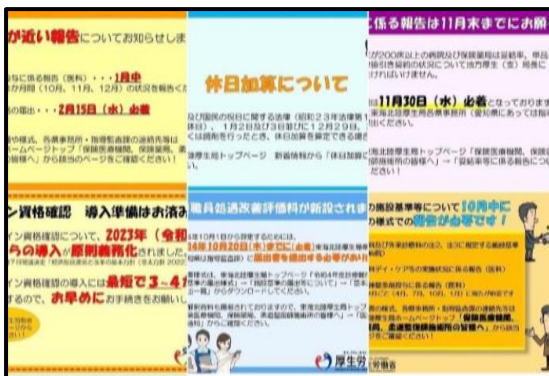
指導部門の訴訟に関する事務及び事務所・各関係機関との連絡調整を行っています。

- (2) 実績
 令和4年度における対応件数 6件
 令和5年3月末現在対応件数 0件

4. 保険医療機関等への医療保険制度の留意点等の周知について

- (1) 概要
 保険医療機関等に対して、医療保険制度等についての周知徹底及び適正な報告・届出等の実施を目的とする、事業告知等の広報を行っています。

- (2) 実績
 令和4年度実績
- | | |
|-----|--|
| 5月 | 保険医療機関等への医療保険制度の留意点等の周知(メールマガジン) |
| 7月 | 保険医療機関等への定例報告案内(メールマガジン) |
| 9月 | 電子申請活用の周知(Instagram) |
| 9月 | 10月中に報告が必要な施設基準の周知(Instagram) |
| 9月 | 看護職員処遇改善評価料の新設に伴う周知(Instagram) |
| 10月 | オンライン資格確認の周知(Instagram) |
| 11月 | 妥結率等に係る報告の周知(Instagram) |
| 12月 | 休日加算についての周知(Instagram) |
| 1月 | 提出期限が近い報告・届出についての周知(Instagram) |
| 2月 | 個別指導において改善を求めた主な指摘事項についての周知(Instagram) |
| 3月 | 処方箋・薬学管理料についての周知(YouTube) |
| 3月 | 4月中に提出期限を迎える報告・届出についての周知(Instagram) |



Instagram



YouTube

指導監査課／事務所

指導監査課及び事務所は、保険医療機関等からの各種届出の受付・処理や保険医療機関等への指導監査を行っています。また、東海北陸地方社会保険医療協議会部会の運営を行い、保険医療機関等の指定業務を行っています。

「指導監査課」は愛知県を管轄し、「事務所」は富山県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県の各県内に設置され、それぞれの県域を管轄しています。

1. 保険医療機関及び保険薬局の指定、保険医及び保険薬剤師の登録並びに指定訪問看護事業者の指定について

(1) 概要

健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局並びに指定訪問看護事業者の指定を行っています。

また、保険医療機関において健康保険の診療に従事する保険医及び保険薬局において健康保険の調剤に従事する保険薬剤師の登録を行っています。

ア 保険医療機関等の指定

医療機関又は薬局が健康保険法等の公的医療保険の療養の給付の取扱いを行うためには、厚生労働大臣の指定を受けることになります。

この指定を受けた医療機関を保険医療機関、薬局を保険薬局といいます。地方厚生局が健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局の指定を行おうとする場合は、地方社会保険医療協議会に諮問しなければならないこととされています。

イ 保険医等の登録

保険医療機関等において健康保険の診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師は、厚生労働大臣の登録を受けた医師若しくは歯科医師（「保険医」という。）又は薬剤師（「保険薬剤師」という。）でなければならないとされています。

ウ 指定訪問看護事業者の指定

訪問看護事業者が健康保険法に基づく訪問看護事業を行うためには、厚生労働大臣による指定訪問看護事業者の指定を受ける必要があります。

(2) 対象

- ア 保険診療又は保険調剤を行っている（行おうとする）医療機関及び薬局
- イ 保険診療又は保険調剤を行っている（行おうとする）医師、歯科医師及び薬剤師
- ウ 健康保険法による訪問看護事業を行っている（行おうとする）訪問看護事業者

(3) 実績

令和4年度の保険医療機関等の指定状況は、次のとおりです。

（単位：機関）

県名		医科	歯科	薬局	指定訪問看護事業所
富山県	指定	20	14	25	14
	更新	167	102	60	
石川県	指定	26	16	43	13
	更新	170	102	66	
岐阜県	指定	41	29	50	37
	更新	326	241	151	
静岡県	指定	72	59	116	28
	更新	485	391	265	
愛知県	指定	235	141	236	153
	更新	994	835	498	
三重県	指定	33	19	50	24
	更新	304	185	111	
管内計	指定	427	278	520	269
	更新	2,446	1,856	1,151	

2. 施設基準（基本診療料及び特掲診療料）等の届出等について

(1) 概要

ア 厚生労働大臣の定める施設基準（基本診療料及び特掲診療料）等に係る保険医療機関及び保険薬局等からの届出について、審査、受理等を行っています。

イ 施設基準等の届出を受理した保険医療機関及び保険薬局を対象として、施設基準等の適合確認のための調査を行っています。（適時調査）

(2) 実績

適時調査の実施状況は、次のとおりです。

(単位：機関)

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
富山県	医科	58	0	0
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	計	58	0	0
静岡県	医科	61	0	0
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	計	61	0	0
石川県	医科	69	0	0
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	計	69	0	0
愛知県	医科	87	0	0
	歯科	0	0	0
	薬局	1	0	0
	計	88	0	0
岐阜県	医科	55	0	0
	歯科	1	0	0
	薬局	0	0	0
	計	56	0	0
三重県	医科	60	0	0
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	計	60	0	0
管内計	医科	390	0	0
	歯科	1	0	0
	薬局	1	0	0
	計	392	0	0

(新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を踏まえ、令和2年度は適時調査を中止、令和3年度は自己点検としました。)

3. 保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師及び指定訪問看護事業者等に対する指導、監査について

(1) 概要

ア 指導

保険医療機関・保険薬局及び保険医・保険薬剤師等に「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定められている保険診療等の取扱い、診療報酬等の請求方法並びに保険医療の事務取扱等を周知徹底し、保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的として指導を行っています。

(ア) 集団指導

集団指導は、指導対象となる保険医療機関等又は保険医等を一定の場所に集めて講習等の方式により行います。

(イ) 集団的個別指導

集団的個別指導は、指導対象となる保険医療機関等に対して講習等の方式により行います。

(ウ) 個別指導及び新規個別指導

個別指導及び新規個別指導は、指導対象となる保険医療機関等に対して個別に面接懇談方式により行います。

イ 監査

保険医療機関等の行う療養の給付が、法令の規定に従って適正に実施されているか、診療報酬等の請求が適正であるかなどを確認することを目的として監査を行っています。

(2) 実績

指導及び監査等の実績は、次のとおりです。

ア 集団指導

(単位：機関)

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
富山県	医科	114	66	68
	歯科	40	44	36
	薬局	60	87	88
	指定訪問看護事業所	2	10	6
	計	216	207	198

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
静岡県	医科	243	288	408
	歯科	151	139	278
	薬局	256	299	269
	指定訪問看護事業所	0	46	33
	計	650	772	988

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
石川県	医科	89	78	88
	歯科	43	46	51
	薬局	79	83	105
	指定訪問看護事業所	10	11	12
	計	221	218	256

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
愛知県	医科	529	663	659
	歯科	311	337	482
	薬局	428	679	502
	指定訪問看護事業所	91	101	106
	計	1,359	1,780	1,749

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
岐阜県	医科	148	132	133
	歯科	118	95	85
	薬局	160	172	132
	指定訪問看護事業所	22	24	27
	計	448	423	377

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
三重県	医科	166	136	105
	歯科	17	131	42
	薬局	120	139	84
	指定訪問看護事業所	10	22	24
	計	313	428	255

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
管内計	医科	1,289	1,363	1,461
	歯科	680	792	974
	薬局	1,103	1,459	1,180
	指定訪問看護事業所	135	214	208
	計	3,207	3,828	3,823

(令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を踏まえ、資料配付による実施としました。)

イ 集団的個別指導

(単位：機関)

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
富山県	医科	26	0	0
	歯科	30	0	0
	薬局	33	0	0
	計	89	0	0

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
静岡県	医科	105	0	0
	歯科	97	0	0
	薬局	135	0	0
	計	337	0	0

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
石川県	医科	28	0	0
	歯科	29	0	0
	薬局	40	0	0
	計	97	0	0

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
愛知県	医科	225	0	0
	歯科	245	0	0
	薬局	242	0	0
	計	712	0	0

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
岐阜県	医科	40	0	0
	歯科	48	0	0
	薬局	75	0	0
	計	163	0	0

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
三重県	医科	51	0	0
	歯科	48	0	0
	薬局	61	0	0
	計	160	0	0

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
管内計	医科	475	0	0
	歯科	497	0	0
	薬局	586	0	0
	計	1,558	0	0

(新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を踏まえ、令和2年度及び令和3年度は実施しませんでした。)

ウ 個別指導

(単位：機関)

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
富山県	医科	28	13	6
	歯科	18	19	10
	薬局	16	17	4
	指定訪問看護事業所	0	1	0
	計	62	50	20

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
静岡県	医科	41	26	17
	歯科	58	21	6
	薬局	54	31	13
	指定訪問看護事業所	0	0	1
	計	153	78	37

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
石川県	医科	19	16	1
	歯科	9	13	1
	薬局	20	18	6
	指定訪問看護事業所	0	0	0
	計	48	47	8

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
愛知県	医科	59	19	25
	歯科	75	23	25
	薬局	105	39	26
	指定訪問看護事業所	2	0	0
	計	241	81	76

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
岐阜県	医科	41	21	19
	歯科	30	9	5
	薬局	36	24	16
	指定訪問看護事業所	0	1	1
	計	107	55	41

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
三重県	医科	17	10	2
	歯科	27	11	4
	薬局	29	19	7
	指定訪問看護事業所	0	0	0
	計	73	40	13

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
管内計	医科	205	105	70
	歯科	217	96	51
	薬局	260	148	72
	指定訪問看護事業所	2	2	2
	計	684	351	195

(令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言の発令等により、実施できない期間があったことから、実施件数が減少しています。)

工 新規個別指導

(単位：機関)

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
富山県	医科	15	15	12
	歯科	6	7	7
	薬局	15	13	27
	計	36	35	46

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
静岡県	医科	51	37	53
	歯科	32	32	40
	薬局	64	65	66
	計	147	134	159

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
石川県	医科	15	10	12
	歯科	9	5	8
	薬局	19	14	31
	計	43	29	51

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
愛知県	医科	136	67	136
	歯科	88	51	85
	薬局	142	42	169
	計	366	160	390

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
岐阜県	医科	24	19	27
	歯科	23	22	19
	薬局	31	45	43
	計	78	86	89

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
三重県	医科	21	18	27
	歯科	17	6	16
	薬局	28	24	34
	計	66	48	77

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
管内計	医科	262	166	267
	歯科	175	123	175
	薬局	299	203	370
	計	736	492	812

(令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言の発令等により、実施できない期間があったことから、実施件数が減少しています。)

才 監査

(単位：機関)

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
富山県	医科	0	0	0
	歯科	0	0	0
	薬局	1	1	0
	指定訪問 看護事業 所	0	0	0
	計	1	1	0

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
静岡県	医科	0	0	0
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	指定訪問 看護事業 所	0	0	0
	計	0	0	0

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
石川県	医科	1	2	1
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	指定訪問 看護事業 所	0	0	0
	計	1	2	1

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
愛知県	医科	1	0	0
	歯科	0	1	1
	薬局	0	0	0
	指定訪問 看護事業 所	0	0	0
	計	1	1	1

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
岐阜県	医科	0	0	0
	歯科	0	0	1
	薬局	0	0	0
	指定訪問 看護事業 所	0	0	0
	計	0	0	1

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
三重県	医科	1	1	1
	歯科	0	0	1
	薬局	0	0	1
	指定訪問 看護事業 所	0	0	0
	計	1	1	3

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
管内計	医科	3	3	2
	歯科	0	1	3
	薬局	1	1	1
	指定訪問 看護事業 所	0	0	0
	計	4	5	6

4. 柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの登録及び承諾について

(1) 概要

柔道整復師の施術に係る受領委任の取扱い等に関する柔道整復師からの届出・申出について、審査等を行っています。

(2) 受領委任の取扱いの登録及び承諾状況

(令和5年3月31日現在)

県名	施術所数 (単位数：機関)	柔道整復師 (単位：人)
富山県	515	509
石川県	442	437
岐阜県	816	810
静岡県	1,105	1,099
愛知県	2,398	2,369
三重県	433	428
管内計	5,709	5,652

5. 柔道整復師の施術に係る療養費に関する指導、監査について

(1) 概要

ア 指導

「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」等に定められている柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱い等を周知徹底し、療養費の受領委任取扱い、療養費の請求事務等に関する適正化を図ることを目的として指導を行っています。

(ア) 集団指導

受領委任の取扱い等を登録・承諾した柔道整復師を対象として、一定の場所に集めて講習等の方式により行います。

(イ) 個別指導

個別指導は、指導対象となる柔道整復師に対して個別に面接懇談方式により行います。

イ 監査

受領委任の取扱いにより療養費を請求する柔道整復師等に対して、一定のルールに基づいた施術や療養費の請求等が実際に行われているか確認することを目的として監査を行っています。

(2) 実績

指導及び監査の実績は、次のとおりです。

(単位：人)

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
富山県	集団指導	7	10	3
	個別指導	1	0	0
	計	8	10	3
	監査	0	0	0

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
静岡県	集団指導	63	82	65
	個別指導	2	4	1
	計	65	86	66
	監査	0	0	0

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
石川県	集団指導	4	14	10
	個別指導	0	0	0
	計	4	14	10
	監査	0	1	0

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
愛知県	集団指導	168	111	101
	個別指導	4	1	2
	計	172	112	103
	監査	0	0	0

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
岐阜県	集団指導	43	39	28
	個別指導	1	0	1
	計	44	39	29
	監査	0	0	0

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
三重県	集団指導	0	36	23
	個別指導	0	0	0
	計	0	36	23
	監査	0	0	0

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
管内計	集団指導	285	292	230
	個別指導	8	5	4
	計	293	297	234
	監査	0	1	0

(令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を踏まえ、集団指導については資料配付による実施としました。)

6. はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いの承諾について

(1) 概要

平成31年1月から、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る受領委任の取扱いが開始されることになりました。

この受領委任の取扱い等に関するはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師からの申出について、審査等を行っています。

(2) 受領委任の取扱いの承諾状況

(令和5年3月31日現在)

県名	施術所数 (単位数：機関)	はり師、きゅう師及び あん摩・マッサージ・指圧師 (単位：人)
富山県	172	169
石川県	178	175
岐阜県	474	455
静岡県	870	848
愛知県	2,335	2,289
三重県	323	321
管内計	4,352	4,257

7. はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費に関する指導、監査について

(1) 概要

ア 指導

「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」等に定められている受領委任の取扱い等を周知徹底し、療養費の受領委任の取扱い、療養費の請求事務等に関する質的向上及び適正化を図ることを目的として指導を行っています。

(ア) 集団指導

受領委任の取扱い等を承諾したはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師を対象として、一定の場所に集めて講習等の方式により行います。

(イ) 個別指導

個別指導は、指導対象となるはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師に対して個別に面接懇談方式により行います。

イ 監査

受領委任の取扱いにより療養費を請求するはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師等に対して、一定のルールに基づいた施術や療養費の請求等が実際に行われているか確認することを目的として監査を行っています。

(2) 実績

指導及び監査の実績は、次のとおりです。

(単位：人)

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
富山県	集団指導	0	160	11
	個別指導	0	0	0
	計	0	160	11
	監査	0	0	0
静岡県	集団指導	462	422	49
	個別指導	0	0	0
	計	462	422	49
	監査	0	0	0
石川県	集団指導	103	63	14
	個別指導	0	0	0
	計	103	63	14
	監査	0	0	0
愛知県	集団指導	1,391	658	379
	個別指導	0	0	0
	計	1,391	658	379
	監査	0	0	0
岐阜県	集団指導	277	164	49
	個別指導	0	0	0
	計	277	164	49
	監査	0	0	0
三重県	集団指導	205	112	42
	個別指導	0	0	0
	計	205	112	42
	監査	0	0	0
管内計	集団指導	2,438	1,579	544
	個別指導	0	0	0
	計	2,438	1,579	544
	監査	0	0	0

(令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を踏まえ、集団指導については資料配付による実施としました。)

8. 地方社会保険医療協議会部会の運営について

(1) 概要

東海北陸地方社会保険医療協議会議事規則に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定について審議するため、東海北陸地方社会保険医療協議会の部会を管内県域ごとに設置しており、指導監査課及び事務所ではその庶務を行っています。

(2) 実績

県域ごとに毎月1回部会を開催しています。

麻薬取締部

麻薬取締部の職員は、刑事訴訟法の規定による特別司法警察員としての権限をもち、薬物犯罪の捜査を行っています。また、医療用麻薬等を扱う施設に対する監督・指導、薬物乱用防止啓発活動に関する業務なども行っています。

1. 薬物乱用防止のための啓発活動について

(1) 概要

薬物乱用をさせないためには、新たな乱用者をつくらせない社会環境を構築することが重要です。

このため、麻薬取締部では、薬物乱用の危険性を熟知している麻薬取締官が、学校の児童・生徒や教師等を対象とした薬物乱用防止教室の講師として講演活動を行っています。

(2) 実績

ア 小・中学校、高校における薬物乱用防止教室、各種研修会や講習会に講師として麻薬取締部の職員を計14回派遣し、約3,350名を対象に麻薬・覚醒剤等に関する正しい知識の普及等の啓発活動を実施しました。

【薬物乱用防止教室の様相】



【麻薬・覚醒剤乱用防止運動石川大会の様相】



イ 11月、石川県金沢市において麻薬・覚醒剤乱用防止運動石川大会を開催し、薬物乱用防止功労者表彰や、県内の高校生による記念コンサート、薬物乱用撲滅宣言、薬物乱用防止対策に関する講演等を行いました。

なお、「薬物乱用防止のための啓発活動」に係るこれまでの取り組みは、東海北陸厚生局ホームページに掲載しています。

(http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/gyomu/gyomu/mayaku_boshi/index.html)

2. 薬物事犯の取締りについて

(1) 概要

令和4年度における全国の薬物事犯検挙人員は、前年度の約14,000人から約12,000人に減少しましたが、依然として10,000人を超える高水準で推移しています。

また、一昨年度までの薬物事犯の検挙人員は、その大半を覚醒剤事犯が占めていましたが、令和4年度は、近年30歳未満の若年層による乱用拡大が大きな社会問題

となっている大麻事犯の検挙人員が覚醒剤事犯の検挙人員と拮抗する状況となっています。

この大麻の乱用拡大の一因としては、大麻の成分を含有した「大麻ワックス」と称される固形状のもの、「リキッド」と称される液状のもの、「クッキー」「グミ」等の食品といった「大麻製品の流通拡大」があげられます。

また、覚醒剤は大型密輸事犯が相次いで発生するなど、国内の薬物情勢は依然として予断を許さない状況が続いています。

今後も引き続き、水際対策を強化して違法薬物の供給を遮断するとともに、末端乱用者の徹底した取締りによる需要の根絶を推進していく必要があります。

【規制薬物例】



(2) 実績

ア 麻薬取締部における令和4年度の薬物法令違反検挙数は、115件132名（前年度は96件103名）です。

イ 以下は主な捜査事例です。

(ア) 愛知県在住の者と千葉県在住の者による、大麻栽培事犯、SNSを悪用した全国へ的大麻及び食品に加工した大麻製品の密売事犯捜査を行いました。

(イ) 名古屋市内に居住する未成年者を含む20歳代前半のグループによる大麻及び食品に加工した大麻製品の密売事犯捜査を実施、同捜査により薬物犯罪収益の取得につき事実を偽装した事実が判明し、同事案も立件しました。

(ウ) 物流会社を悪用して麻薬、指定薬物を輸入、密売していた事案を把握したため、名古屋税関に事件通報し、密輸された薬物を押収するとともに、関係者を検挙しました。

(エ) 愛知県警察、名古屋税関と合同捜査を行い、イラン人における覚醒剤密輸事犯捜査を行いました。

3. 再乱用防止対策について

(1) 概要

麻薬取締部では、官民を問わず、薬物の再乱用防止活動に携わる方々を対象にした再乱用防止対策講習会を、また、薬物中毒対策に携わる機関の職員による薬物中毒対策連絡会議をそれぞれ開催しています。

このほか、麻薬取締部等で検挙した初犯者のうち希望者を対象に、再乱用防止支援プログラムを実施しています。

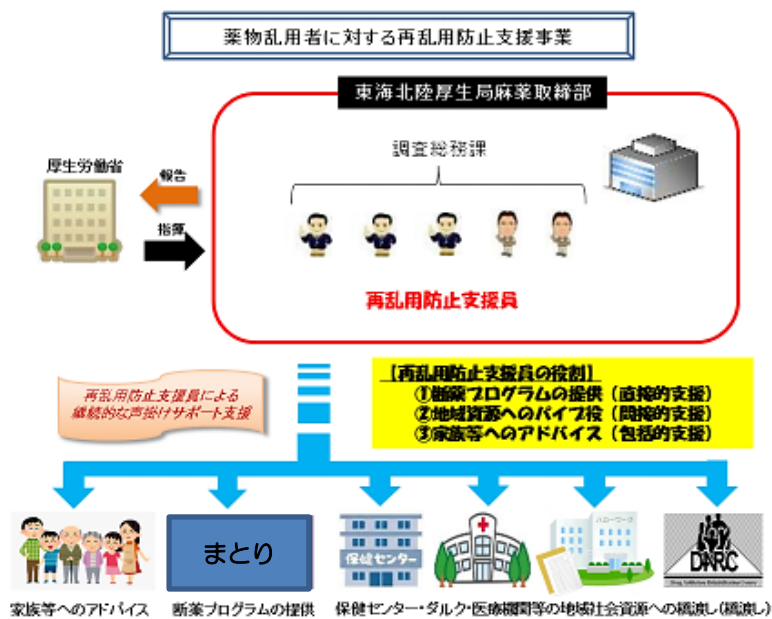
令和元年8月からは、薬物依存からの回復を目的に、対象者をしぼらず、専門の資格を有する再乱用防止支援員による支援を開始しました。面接等を通じて対象者に薬物の再乱用をさせないよう助言・指導を行う他、プログラムに参加した対象者の家族に対しても、必要に応じ支援を行っています。

プログラム対象者には、認知行動療法に基づく専用の自習用ワークブック「まとりは」等を提供し、また、その家族には、薬物依存に対する理解を深めてもらうため、厚生労働本省が作成した家族読本など資料の提供・説明を行っています。

麻薬取締部では、過去に薬物の乱用の経験があり、今後、薬物の乱用を行わないための支援を求める相談や、他の薬物支援機関などからの当部の薬物乱用支援についての問い合わせに応じるための相談業務を実施しています。

薬物再乱用防止支援相談窓口：052-951-6920

(受付時間 月～金(祝日を除く) 午前9時から午後5時15分)



(2) 実績

ア 11月、岐阜県岐阜市において、地域全体における薬物の中毒・依存症に対する知識の普及と再乱用防止に関する理解の向上を目的として、薬物依存症の治療に関する専門家、全国薬物依存者家族連合会会員等を講師とした一般公開による再乱用防止対策講習会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止となりました。

イ 11月、岐阜県岐阜市において、精神保健指定医、自治体の薬務主管課、保健所、精神保健福祉センター、保護観察所、矯正施設等の薬物問題に関係する管内の医療・行政機関の担当者が薬物の再乱用防止への対策とその取組について情報を共有し連携強化を図るため、薬物中毒対策連絡会議を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、書面により会議を開催し、関係機関による再乱用防止対策に係る取組状況等について情報共有しました。

4. 相談業務について

(1) 概要

薬物乱用対策には、薬物乱用者やその家族等の抱える問題に対して、幅広く相談の機会を設け、適切な助言と迅速な対応を行うことが重要です。

このため、麻薬取締部では、専用電話や面接による相談業務を実施しています。

麻薬・覚醒剤相談電話番号：052-961-7000

(受付時間 月から金(祝日を除く)午前9時から午後5時15分)

(2) 実績

麻薬・覚醒剤等薬物相談電話による相談受理件数は、令和4年度中121件でした。

相談内容は、大麻乱用に関するものが最も多く71件、次いで覚醒剤乱用に関するものが48件でした。



5. 麻薬取扱者・向精神薬営業者等に対する指導、監督について

(1) 概要

麻薬は、正しく用いられれば医療上極めて有用な反面、その使用方法を誤ると、乱用者個人の健康だけでなく、各種犯罪の原因となるなど、社会全体に危害をもたらすおそれがあります。

このため、我が国では、麻薬等の輸入、輸出、製造等について免許制にするなど必要な指導・取締りを行うことにより、麻薬等の乱用による保健衛生上の危害の防止を図っています。

麻薬取締部では、家庭麻薬製造業者、麻薬元卸売業者、向精神薬輸入・輸出業者等に対する免許事務や、麻薬の携帯輸出入等の許可事務、麻薬向精神薬原料の輸出入に関する届出受理事務などを行うとともに、医薬品である麻薬や向精神薬などは、その円滑な流通を確保しつつ、一方では不正ルートへの流出を防止するため、これらを取り扱う施設に対し随時立入検査を実施しています。

また、麻薬や向精神薬の密造に利用される可能性のある麻薬向精神薬原料を業として輸入・輸出するとして届け出ている者（麻薬等原料輸入業者・麻薬等原料輸出業者）に対しては、新規届出時に、取り扱う麻薬・向精神薬原料が不正な製造に利用されないように相手先や利用方法を確実に確認し、不審な取引があった場合にはすぐに届出を行うように指導しています。

(2) 実績

管内111の麻薬取扱施設、覚醒剤原料取扱施設及び向精神薬取扱施設に対して、立入検査を実施し、麻薬等の適正管理に関する監視・指導を行いました。

令和4年度は医療用麻薬の不適切な取扱いを行っていた医師及び同人が勤務する医療機関を麻薬及び向精神薬取締法違反にて事件送致しました。

【医療機関に対する立入検査の様様】



（一口メモ）～麻薬取締官～

麻薬取締官は、厚生労働大臣の指揮監督を受け、薬物乱用防止を使命とし、刑事訴訟法に基づく司法警察員として薬物犯罪の捜査を行います。その他、医療用麻薬などの適正使用推進をはじめ、麻薬等の正規流通の指導・監督も実施します。

また、薬物乱用者の社会復帰を目的とした本人やその家族に対する助言や青少年等に対する薬物乱用防止啓発活動も積極的に取り組んでいます。